

保育の認定及び

令和
5 年度



保育施設入所のしおり

令和5年4月入所申込み手続き（集中受付）

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、
基本郵送による申請書の提出をお願いします。

郵送受付期間 令和4年11月1日（火）～令和4年12月7日（水）必着
窓口受付期間 令和4年12月1日（木）～令和4年12月14日（水）
受付場所 市役所1階102会議室

※この期間とは別に一部予約制で窓口受付を行います。
詳細はP2をご覧ください。

令和5年5月～令和6年3月入所申込み手続き

受付締切日 入所希望月の前月15日（土・日・祝日の場合は前開庁日）
※詳細はP5をご覧ください。

このしおりには、保育施設の入所申込みの手続き方法や必要書類、保育施設の情報、利用料金などが記載してありますので、入所希望の方は、申込み前に必ずお読みください。

なお、集中受付期間中は大変混雑しますので、記入方法や申込方法、希望保育施設などについてわからないことがありましたら、事前にご相談ください。



昭島市

子ども家庭部子ども子育て支援課子ども子育て支援係
住所：昭島市田中町1-17-1 1階17番窓口
電話：042-544-5111 内線 2162～2165

デジタルブック



市公式ホームページ
保育施設入所のご案内



子ども子育て利用者支援員にご相談ください！

利用者支援員は、お子さんの預け先など各家庭の相談をお受けしながら、認可保育施設、認可外保育施設、幼稚園、一時預かり保育など、さまざまな保育サービスの情報提供をしています。



- ☆保育施設に入りたいけど、申し込みはどうすればいいの？
- ☆保育施設の空き状況を知りたい。
- ☆保育施設入所申請の書類の書き方がわからない
- ☆しおりを読んだけどわからないことがある
- ☆希望園選びで迷っている など

こんなこと聞いていいの？と心配しなくても大丈夫です。
些細なことでもお気軽にご相談ください。

出張相談

子育てひろば
なしのき・ほりむこう
りんご・さくらんぼ・くるみ
金曜日（巡回）9:30～11:30
（受付は 11:00 まで）

保健福祉センター あいぽっく
火曜日（祝日・年末年始を除く）
9:00～16:00
（受付は 15:45 まで）

子ども子育て支援課子ども子育て地域支援担当

場 所：市役所1階 17番窓口
相談日時：月～金曜日（祝日・年末年始を除く）
8:30～17:00（受付は 16:45 まで）
連絡先：042-544-4190（直通）
※電話相談も行っています。

利用者支援「ぽっけ」

場 所：アキシマエンスिस校舎棟1階
相談日時：月・水・木曜日（祝日・年末年始を除く）
9:00～16:30（12:00～13:00を除く）
（受付は 16:00 まで）
連絡先：042-519-2218
※面接相談をご希望の方は、ご予約をお願いします。
※「子育てひろばいちご」でも相談を受けております。
ご希望の方はスタッフまでお声かけください。

【お問い合わせ】

子ども子育て支援課子ども子育て地域支援担当 昭島市役所 1階 17番窓口
電話番号：（直通）042-544-4190
（代表）042-544-5111（内線 2170・2171）
相談時間：月曜日～金曜日 8:30～17:00（受付は 16:45 まで）

令和5年度4月認可保育施設入所のための「個別相談会」を実施します

- 今年度もアキシマエンスिस、緑会館、武蔵野会館、福島会館、堀向会館にて個別相談会を令和4年11月に行います。
- 申請書の書き方・添付書類の確認など、4月入所に向けた相談ができます。
- 小さなお子さんをお連れの方も、相談しやすいお部屋をご用意しています。

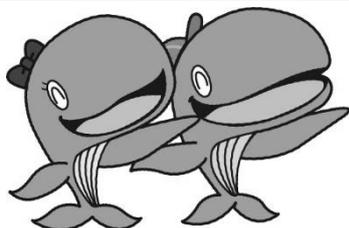
詳細は昭島市のホームページ又はお電話にてご確認ください。



市公式ホームページ
個別相談会の開催

目次

- ◆申込みから入所までのながれ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ [P 1](#)
- ◆入所申込みの手続き・・・・・・・・・・・・・・・・・・ [P 2](#)
- ◆保育施設の入所申込み基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・ [P 7](#)
- ◆保育施設の入所申込みに必要な書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・ [P 9](#)
- ◆入所申込み時の注意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・ [P 11](#)
- ◆育児休業中に入所の申込みをする方へ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ [P 12](#)
- ◆利用調整及び結果通知について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ [P 14](#)
- ◆入所選考基準表・・・・・・・・・・・・・・・・・・ [P 15](#)
- ◆入所後の注意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・ [P 18](#)
- ◆教育・保育給付認定とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・ [P 19](#)
- ◆認定等の変更について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ [P 21](#)
- ◆利用者負担額（保育料）について①・・・・・・・・・・・・・・・・・・ [P 22](#)
- ◆利用者負担額（保育料）表・・・・・・・・・・・・・・・・・・ [P 23](#)
- ◆利用者負担額（保育料）について②・・・・・・・・・・・・・・・・・・ [P 24](#)
- ◆時間外保育料について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ [P 26](#)
- ◆Q&A こんなときどうなるの？・・・・・・・・・・・・・・・・・・ [P 27](#)
- ◆保育施設一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・ [P 31](#)
- ◆昭島市内の認可保育施設以外の預け先・・・・・・・・・・・・・・・・・・ [P 34](#)
- ◆添付書類様式（診断書、復職証明書等）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ [P 39~43](#)
- ◆提出物は全て揃っていますか？・・・・・・・・・・・・・・・・・・ [P 44](#)
- ◆保育施設等マップ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ [巻末](#)



昭島市公式キャラクター
アッキー&アイラン



大事なお知らせ



●令和5年度4月入所申込み（第一次受付）は基本郵送で申請してください。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、また保護者の方の負担軽減として待ち時間を短縮するため、4月入所の第一次受付は郵送での提出にご協力ください。

なお、郵送受付の場合は通常の窓口受付と異なり、選考指数のご案内は行いません。適用される選考指数を知りたい方は、令和4年12月22日（木）以降に電話でお問い合わせください。

窓口受付は一部予約受付制になります。

郵送による申請書等の提出が困難な場合は、事前予約による窓口受付を行います。

また、相談をしながら入所申込みをしたい方は、予約なしでの受付も可能です。（長時間お待ちいただく場合があります）

ただし、障害・疾病等（経過観察も含む）があるお子さんの入所申込みについては、事前相談のうえ、窓口のみで受付します。詳しくは次ページ及び [P2~3](#) をご覧ください。

●令和5年度より在園中のお子さんの両親がともに育児休業を取得した場合も、保育施設の利用が可能になります。

令和4年度までは、父親が育児休業を取得できる期間を母親の産前産後休業中のみとしていましたが、令和5年度より両親ともに育児休業を取得する場合も保育施設の利用が可能になります。

ただし、育児休業中に保育施設の利用が可能な期間（認定期間）は育児休業の終了日または育児休業対象のお子さんが満1歳を迎えた年度の年度末までのいずれか短い期間となります。

詳しくは [P13](#) をご確認ください。

●令和5年度より育児休業から復職で申請する場合は入所月の翌月1日までに復職することが必要になります。

令和4年度まで入所後の復職期限は復職予定月の末日としていましたが、令和5年度より入所月の翌月1日までになります。詳しくは [P8](#) をご覧ください。

●就労証明書を保育施設等と学童クラブで併用される方はご注意ください。

保育施設入所の申込みを使用する就労証明書は学童クラブのお申込みにもコピーで使用可能ですが、学童クラブの在職証明書は保育施設入所の申込みには使えませんのでご注意ください。

併用をお考えの方は必ず保育施設の就労証明書を使用してください。（ただし、4月入所申請は証明日が11月1日以降、5月以降の入所申請は証明日が3か月以内の就労証明書に限ります）

●福島保育園分園の運営変更を計画しています。（時期未定）

変更時期未定ですが、福島保育園分園が、0歳～2歳児の保育園に変更となり、本園がむさしの保育園となる計画があります。3歳児クラスより通園先が変わる可能性がありますので、あらかじめご理解のうえお申込みください。

●新設保育施設の開所と認定こども園への移行について

令和5年4月より、幼保連携型認定こども園「ミナパもくせいのもり」と小規模保育施設「小規模保育所すみれ」が開所します。また「昭島ナオミ保育園」と「のぞみ保育園」が、それぞれ幼保連携型認定こども園「昭島ナオミこども園」「のぞみこども園」に移行します。詳しくは [P33](#) をご覧ください。

医療的ケアの必要なお子さん

ご案内

医療的ケアの必要なお子さんも保育施設の申請ができます。ただし以下の条件等がありますので、事前に入所のご相談をお願いします。（令和5年度4月入所の相談受付は終了しました。まずはお問い合わせください。）

- (1) 保護者の就労等の理由により、保育施設等で保育を行うことが必要と認められること。
- (2) お子さんの容態やケア内容、保育所の状況等により受入れ可能な年齢と判断されること。
- (3) 集団生活が可能なお子さんで、主治医の許可があること。
- (4) 受入れ期間については、4月1日又は10月1日入所を基本とすること。

1 医療的ケアの種類

- 経管栄養（鼻腔に留置されている管からの栄養、胃ろう、腸ろう）
- たん吸引（口腔・鼻腔内吸引、気管切開部からの吸引・衛生管理）
- 酸素療法（酸素カヌラ、酸素マスク）
- 導尿（看護師による導尿や自己導尿）
- インスリン注射 ■ストーマ管理

※病気の治療のための医療行為や風邪等に伴う一時的な服薬等は含まない。

2 受け入れ要件

- 在宅経験が12か月以上あること。
- 過去3か月に急性増悪（病状が悪化し新たな治療が必要になった場合等）などによる入院治療などが必要なかったこと（計画入院治療は除く）。
- 対象年齢の予防接種が完了していること。
- 医療的ケアにより事故や感染症が起りにくいと主治医が判断していること。
- 日常的に他の児童から隔離した場での保育が必要でないこと。

3 利用できる保育時間

- 医療的ケアを実施できる時間の範囲として、原則8時30分から17時の範囲で1日8時間以内とする。（宿泊を伴う活動については、実施対象外。）
- 原則、平日（月曜日～金曜日）の利用とする。

入所については、「審査会議」で、提出された医師の書類等や体験保育の状況により判断し、受け入れの可否を決定します。まずは、窓口でご相談ください。



障害・疾病等があるお子さんの入所申込みをする際は、必ず事前にご相談ください。

障害を持つお子さんや、例えば心疾患等内臓系に疾患があり、治療加療中又は経過観察中のお子さん等について、保育施設を申請される場合は、お子さん同伴のうえ、子ども子育て支援係窓口にご相談ください。

なお、申請される際には必ず医師の診断書又は、情報提供書が必要になります。

～診断書等に必ず記載してもらおうよう依頼してください～

- ①集団保育の可否
- ②医療行為の有無（有りの場合は医療行為の内容）
- ③保育にあたっての注意事項

※入所が内定しても、事前にご相談が無い場合は、内定が取消しになる場合があります。

※令和5年度4月の入所をご希望の方は、子ども子育て支援係へ事前にご連絡のうえ、お越しくださいますようお願いいたします。

申込みから入所までのながれ

① 保育施設見学

希望保育施設の事前見学をお願いします。（園により運営方針が異なります）

② 認定申請・入所申込み

・4月入所の集中受付は、受付方法や受付期間、受付場所が異なります。（[P2~4](#)参照）

・5月入所以降の受付は下記のとおりです。（受付期限の詳細は[P5](#)参照）

受付場所：昭島市役所1階 17番窓口 子ども子育て支援係

受付時間：8時30分~17時

※必要書類を揃えて、申請手続きをしてください。電子メールやFAXでの受付はできません。

③ 書類審査・認定審査・利用調整

・提出された書類の内容を審査し、保育の必要性の認定を行います。（[P19~20](#)参照）

・世帯の状況や勤務状況を電話等で調査する場合があります。

・保育の必要性を指数化（[P15~17](#)参照）し、その指数の高い方から入所先を決定します。

④ 認定結果及び利用調整結果

市から「利用承諾書」又は「保留通知書」と「支給認定証」を送付します。（[P14](#)・[P19](#)参照）

入所先が決まった場合（内定）

⑤ 入所説明会（面談・健康診断）※契約

各保育施設で、入所後の生活や持ち物の説明、面談、健康診断等を受けていただき、入所契約となります。

※認定こども園、地域型保育施設では、施設と契約を結んでいただきます。また、保育料は直接施設への支払いになります。

⑥ 利用開始

各月1日付けで入所となります。

入所後、当分の間は保育施設に慣れるための「慣れ保育」を行う場合があります。詳しくは、各保育施設へお問い合わせください。

⑦ 保育料の決定

後日、「保育施設利用者負担額（保育料）決定通知書」を発送しますのでご確認ください。（[P24](#)参照）

入所先が決まらなかった場合（待機）

・4月入所のみ、二次募集を行います。（[P4](#)参照）

・申込みは、令和6年3月末まで有効です。翌月以降は毎月利用調整を行い、内定した時のみ連絡します。

※希望施設の変更や取下げ、申請内容に変更がある場合は、必ず変更手続きをしてください。

*締切日は前月15日

（土曜・日曜・祝日は前開庁日）

※待機中は、認証保育所・企業主導型保育事業所などの利用もご検討ください。（[P34](#)参照）

※募集状況は、市のホームページ及び窓口にて毎月1日付けで更新されます。

入所申込みの手続き

1 令和5年度4月入所申込み（第一次集中受付）

受付方法	郵送	窓口ポスト (P3の※1参照)	窓口(予約制) (P3の※2参照)	窓口(予約なし)
受付期間	令和4年11月1日(火) ～12月7日(水)必着	令和4年11月1日(火) ～12月14日(水) ※土曜、日曜、祝日は除く	令和4年11月24日(木) ～12月14日(水) ※12月4日(日)以外の 土曜、日曜、祝日は除く	令和4年12月1日(木) ～12月14日(水) ※12月4日(日)以外の 土曜、日曜、祝日は除く
受付場所	-	[市役所1階17番窓口]	令和4年11月24日(木) ～11月30日(水) [市役所1階17番窓口] 令和4年12月1日(木) ～12月14日(水) [市役所1階102会議室]	令和4年12月1日(木) ～12月14日(水) [市役所1階102会議室] <休日受付> 令和4年12月4日(日) [市役所1階102会議室] <夜間受付> 令和4年12月12日(月) ～12月14日(水) [市役所1階17番窓口]
受付時間	-	8時30分～17時	8時30分～17時 <休日受付> 9時～17時 ※予約した日時にお越 しく下さい。5分以上 遅れた場合、予約は取 消しになります。	8時30分～17時 <休日受付> 9時～17時 <夜間受付> 17時～19時30分
利用調整結果	令和5年1月20日(金)発送予定 ※電話での結果照会は1月26日より可能です。			

※申込み時点で、両親ともに「保育を必要とする事由を証明する書類」を提出できない場合は、入所申請を受付できません。

～基本郵送により申請書をご提出ください～

令和5年4月の入所申込みは、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、また保護者の方の負担軽減として待ち時間を短縮するため、郵送による申請書提出にご協力ください。封筒には通常の入所申込みに必要な書類に加え、以下の書類を追加で封入してください。

<郵送申請に必要な追加書類>

- ① 申請者の本人確認資料のコピー（マイナンバーカードの表面、運転免許証など）
- ② 個人番号（マイナンバー）を記載した場合は、申請者のマイナンバーが確認できる書類（マイナンバーカードの裏面、マイナンバーの記載がある住民票の写しなど）
- ③ 郵送申請用チェックシート

以上のものに、通常の入所申込みに必要な資料を同封し、昭島市役所子ども子育て支援係宛てに送付してください。第一次集中受付の郵送申請の期間は、令和4年12月7日(水)必着です。12月8日以降の到着分は受付できません。余裕をもって郵送してください。

なお、郵送受付をご利用の方で提出書類の不備・不足があった場合、子ども子育て支援係(544-5111 または 544-4189)から電話連絡を行います。書類の修正や追加提出は令和4年12月21日(水)まで市役所子ども子育て支援係窓口(1階17番窓口)にて受付します。この期間内に修正等の届出がなかった方の入所申請は、不承認となる場合があります。※詳細は「郵送申請用チェックシート」の注意事項をご確認ください。

※1 窓口ポストの設置について

令和4年11月1日から令和4年12月14日の間、市役所1階17番窓口には窓口ポストを設置します。申請書類を住所、保護者名を記載した封筒に入れて提出してください。郵送が不安な方も、順番や確認の時間を待たずに入所申込みが可能になります。子ども子育て支援係で申請書類を確認し、不足等があった場合は、ご連絡する場合があります。あらかじめご了承ください。

※2 窓口受付の予約について

令和5年度の第一次集中受付では、一部事前予約制の受付を行います。郵送や窓口ポストによる申請書提出が困難な場合はご利用ください。

予約申請期間 令和4年11月1日～当日8時まで
※予約は先着順になります。

予約申請フォーム

予約方法 L o g o フォームから予約申請してください。
アドレス：<https://logoform.jp/form/Zue8/146620>
(右側のQRコードからも申請できます)



予約枠は1世帯20分になります。また、障害・疾病のあるお子さんの申込みや、保育料の滞納がある世帯、申込み時に入所相談をしたい場合は、予約申込みの利用はできません。予約が取れなかった場合は、[P2](#)を確認いただき別の方法で申請してください。

<0歳児クラス早見表>

入所希望月	保育所、認定こども園(57日)	地域型保育施設(満6か月)
令和5年 4月	～ 令和5年 2月3日生まれまで	～ 令和4年 10月1日生まれまで
令和5年 5月	～ 令和5年 3月5日生まれまで	～ 令和4年 11月1日生まれまで
令和5年 6月	～ 令和5年 4月5日生まれまで	～ 令和4年 12月1日生まれまで
令和5年 7月	～ 令和5年 5月5日生まれまで	～ 令和5年 1月1日生まれまで
令和5年 8月	～ 令和5年 6月5日生まれまで	～ 令和5年 2月1日生まれまで
令和5年 9月	～ 令和5年 7月6日生まれまで	～ 令和5年 3月1日生まれまで
令和5年 10月	～ 令和5年 8月5日生まれまで	～ 令和5年 4月1日生まれまで
令和5年 11月	～ 令和5年 9月5日生まれまで	～ 令和5年 5月1日生まれまで
令和5年 12月	～ 令和5年 10月5日生まれまで	～ 令和5年 6月1日生まれまで
令和6年 1月	～ 令和5年 11月5日生まれまで	～ 令和5年 7月1日生まれまで
令和6年 2月	～ 令和5年 12月6日生まれまで	～ 令和5年 8月1日生まれまで
令和6年 3月	～ 令和6年 1月4日生まれまで	～ 令和5年 9月1日生まれまで

※保育所、認定こども園は入所希望月の1日に生後57日を経過しているお子さんが、地域型保育施設は入所希望月の1日に生後満6か月を経過しているお子さんが対象となります。

<出生予定のお子さんの入所申込みをされる方>

令和4年11月1日～令和5年2月3日に出生予定の子は、「出生予定」で受付します。また、出産予定日が2月4日以降の子も申請を受付しますが、どちらの場合も、出生が2月4日以降になった場合は、取下げの手続きをしていただきます。(改めて、5月以降の入所申請が必要になります)

申請書のお子さんの氏名欄は「(姓)〇〇 (名)予定児」、生年月日は「分娩予定日」を、それぞれ鉛筆で記入してください。(出生後に窓口で改めて記入いただきます)また、母子健康手帳の表紙と分娩予定日の記載されているページをコピーして申請書と一緒に提出してください。

2 令和5年度4月入所申込み（第二次受付）

【申込みが必要な方】

●一次審査の結果、「入所保留(待機)」になった方

自動的に二次審査の対象となります。一次申込みで記載した保育施設を変更する場合や、添付書類の追加提出がある場合のみ、受付期間内に手続きが必要です。

●一次審査の結果、入所決定したが他の施設を希望する方

一次審査で入所が決まったが他の施設を希望したい場合は、下記期間内に改めて申込みを行ってください。その際、以下の2通りの方法があります。

①一次の決定を辞退し、他の保育施設を希望する方法

②一次の決定はそのままで、他の保育施設を希望する方法（転所希望）

※②の場合、二次審査で「入所保留（待機）」になったときは、一次審査で決定した施設に入所が決まります。

※また②の場合、二次審査で「入所決定（転所）」になったときは、辞退しても一次審査で決定した施設には入所できません。

●一次申込みに間に合わなかった方

申請書類一式を受付期間内に提出してください。（電子申請不可）

受付方法	<郵送受付>	<窓口受付>	<電子申請>
受付期間	<p>令和5年1月23日（月） ～2月3日（金）必着</p> <p>※2月4日以降に到着したものは受付できません。書類の修正や追加提出期間はありませんので、書類の不備・不足があった場合は、不承認となる場合があります。</p> <p>※郵送受付には条件があります。詳細はP2及び郵送申請用チェックシートをご覧ください。</p>	<p>令和5年2月1日（水） ～2月3日（金）</p> <p><受付場所> 市役所 1階 17番窓口</p> <p><受付時間> 8時30分～17時まで</p> <p>★夜間受付 2月3日（金） 17時～19時30分</p>	<p>令和5年1月23日（月）9時 ～2月3日（金）19時30分</p> <p>○一次審査の結果、「入所保留（待機）」になった方、一次審査の結果、入所決定したが他の施設を希望する方（いずれの場合も追加・変更書類の提出がない方）のみを対象に電子申請による第二次受付を行います。</p> <p>○詳細は第一次集中受付の利用調整結果通知に同封する案内をご覧ください。</p>
利用調整結果	令和5年2月24日（金）発送予定 ※電話での調整結果の照会はできません。		

※申込み・希望保育施設の変更・追加書類は、令和5年2月3日（金）19時30分までに窓口へご提出ください。それ以降の提出はお受けできません。

※二次審査終了後に欠員（退所・入所辞退）が生じた場合、待機中の方を追加で入所内定とすることがあります。



3 5月以降入所申込み（随時受付）

受付期限	入所希望月の前月15日（土曜・日曜、祝日に当たる場合は前開庁日） ※郵送申請の場合は申込締切日が必着日になります。申請書類とP2の郵送申請に必要な追加書類を同封して、余裕をもってご提出ください。			
	入所・転所希望月	申込締切日	入所・転所希望月	申込締切日
	5月	令和5年4月14日（金）	11月	10月13日（金）
	6月	5月15日（月）	12月	11月15日（水）
	7月	6月15日（木）	1月	12月15日（金）
	8月	7月14日（金）	2月	令和6年1月15日（月）
	9月	8月15日（火）	3月	
10月	9月15日（金）			
受付場所	市役所1階17番窓口 子ども子育て支援係			
受付時間	8時30分～17時			
利用調整結果	毎月25日頃発送予定 ※電話での調整結果の照会はできません。			

4 昭島市にお住まいで昭島市外の保育施設を希望する場合

受付期限	各区市町村の入所申請受付締切日の1週間前まで
受付場所	昭島市役所1階17番窓口 子ども子育て支援係
受付時間	8時30分～17時
申請の流れ	昭島市に申請→昭島市から希望する保育施設のある区市町村へ申請書類を送付→希望する保育施設のある区市町村が利用調整→昭島市で利用調整結果を受領→昭島市から申請者へ連絡（決定日不定）
留意事項	<p>希望する保育施設のある区市町村に、締切日や必要書類を確認してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 締切日や必要書類は、区市町村によって異なりますので、必ずご自身で確認してください。 区市町村によっては、転入予定のない場合などに、申込みの制限を行っていることがあります。 <p>市外へ転出予定で申込みをした場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 転出手続きの際、必ず昭島市子ども子育て支援係で保育施設の利用申請取下げの手続きを行ってください。 転出先の区市町村で住民登録とともに、改めて保育担当課での手続きが必要です。 転出予定で申込まれる方は、転出先の住所と入居予定日がわかる書類（賃貸契約書、売買契約書のコピーなど）が必要となります。



5 昭島市以外にお住まいで昭島市内の保育施設を希望する場合

昭島市以外にお住まいの方が昭島市内の保育施設へ入所を申込み場合は、

- ・入所月の1日までに昭島市に転入し、転入届および子ども子育て支援係への届出を完了すること
- ・父又は母の勤務地が昭島市内であること

のどちらかを満たすことが必要です。なお、勤務地が昭島市内の方が申込み場合、転勤等により勤務地が昭島市で無くなった場合は、当月末をもって退所となります。

受付場所	住民登録をしている区市町村の保育施設入所担当課
受付期限	昭島市における受付期限の概ね1週間前 (実際の受付期限は受付をする区市町村により異なります。詳細はお住まいの区市町村の保育施設入所担当課へご確認ください。)
申請の流れ	お住まいの区市町村に申請→お住まいの区市町村から昭島市へ申請書類を送付→昭島市が利用調整→昭島市からお住まいの区市町村へ利用調整結果を連絡→お住まいの区市町村から申請者へ連絡
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> *保育施設の入所申込みに必要な書類 (P9) *市・都民税課税(非課税)証明書又は、市・都民税決定通知書のコピー (証明又は決定通知書の必要な年度は(P10)にて確認してください) *昭島市へ転入予定で申込みをする場合は、通常必要な申請書類のほかに、昭島市における転入先の住所と入居予定日がわかる書類(賃貸契約書、売買契約書のコピーなど)が必要です。左記書類が用意できない場合は、転入誓約書の提出が必要です(市ホームページを参照してください)。
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・締切日は、区市町村によって異なりますので、<u>必ずご自身で確認してください。</u> ・申請書類は可能な限り昭島市様式の使用をお願いします。ただし、申込みをする区市町村にて指定のある場合は、指定の様式を使用してください。 <p>昭島市へ転入予定で申込みをした場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昭島市への転入手続きの際、必ず昭島市子ども子育て支援係窓口にて保育施設の利用申請の手続きを行ってください。

◆ 本人確認・マイナンバー確認について

入所申込み、認定申請、認定変更申請時には、来庁される方の本人確認書類の提示が必要です。また、申請書にマイナンバーを記載する場合、申請者本人のマイナンバー確認書類が必要となります。(申請者本人以外の方が来庁される場合は、別途委任状も必要となります)

本人確認をする書類等	
①	マイナンバーカード
② 1つの物で確認	運転免許証・運転経歴証明書
	パスポート(旅券)
	身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳
	在留カード・特別永住者証明書
③ 2つの物で確認	官公署が発行した証又はそれに類するもので、写真があり、氏名・生年月日又は住所が記載されているもの
	健康保険証・後期高齢者医療被保険者証
	介護保険被保険者証
	年金手帳・年金証書
④	児童扶養手当証書・特別児童扶養手当証書
	官公署が発行した証又はそれに類するもので、氏名・生年月日又は住所が記載されているもの

マイナンバーを確認する書類等	
①	マイナンバーカード
②	通知カード ※住民票に記載されている氏名・住所等と一致している場合のみ (個人番号通知書は証明書として使用できません)
③	マイナンバーの記載された住民票の写し 【又は】 マイナンバーが記載された住民票記載事項証明書

保育施設の入所申込み基準

1 入所申込みができるのは

保育施設は生後57日目（地域型保育施設は生後満6か月目）から小学校就学前までの子どもで、保護者等が（2）の1～10のいずれかに該当し、子どもの保育を必要とする場合に入所申込みができます。なお、『集団生活を経験させたい』『幼児教育の場として利用したい』という事由は、保育施設利用の対象とはなりません。

※昭島市の保育施設に申し込むためには、次の（1）（2）のいずれにも該当する必要があります。

※希望者多数により、希望する保育施設に入所できない場合があります。あらかじめご承知ください。

（1）保護者が昭島市在住であるか、昭島市に勤務先があること

※昭島市へ転入予定の方は、必要書類を添付することにより、転入予定月の翌月以降の入所申込みをすることができます。転入前の申込みは、在住区市町村からの申込みとなります。（P6参照）

（2）「教育・保育給付認定（2号又は3号）」を受けていること（P19参照）

※保育施設の入所申込みと同時に行うことができます。

※認定を受けるには、保護者のいずれもが下記1～10のいずれかに該当する必要があります。

	保育を必要とする事由	認定の基準（条件に満たない場合は申込みできません）	入所期間
1	就 労	月64時間以上（休憩時間・通勤時間含む） （例）1日6時間以上かつ週3日以上又は、 1日4時間以上かつ週4日以上	就労期間
2	出 産	出産のため保育ができない場合	最長5か月 （出産予定月と前後各2か月） （多胎児の場合は出産予定月と前後各3か月の計7か月）
3	疾 病	入院、通院が必要で保育ができない場合 自宅療養で保育が困難と診断された場合	入院、通院期間 療養期間
4	障 害	心身に障害がある場合	該当期間
5	介 護 看 護	親族に疾病、負傷又は心身に障害のある人がいるため、子どもの保護者が常にその介護や看護にあっている場合	介護、看護期間
6	災 害 復 旧	保護者が震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合	必要な期間
7	就 労 内 定	月64時間以上（休憩時間・通勤時間含む） （例）1日6時間以上かつ週3日以上又は、 1日4時間以上かつ週4日以上	※1か月以内
8	求 職 活 動 （求職中）	保護者が求職中である場合（ <u>両親ともに求職中は申込み不可</u> ）	※3か月以内
9	就 学	保護者が学校等に通学している場合	就学期間
10	そ の 他	子どもの安全のために適切な保育が必要な場合	保育を要する期間

※ 入所期間中に正式に就労した場合は、入所期間が「就労期間」に変更となります。（就労証明書提出要）

2 令和5年度クラス編成表

保育施設のクラスは令和5年4月1日時点の年齢で決まります。以下の表をご参照の上、クラスを確認してください。

クラス	生 年 月 日
0歳児クラス	令和4年4月2日以降
1歳児クラス	令和3年4月2日～令和4年4月1日
2歳児クラス	令和2年4月2日～令和3年4月1日
3歳児クラス	平成31年4月2日～令和2年4月1日
4歳児クラス	平成30年4月2日～平成31年4月1日
5歳児クラス	平成29年4月2日～平成30年4月1日

3 入所を希望できる月

ご家庭の状況	入所希望月
就労・就学	保育等が必要な月から
育児休業中	就労証明書記載の復職予定月から（復職日が1日の場合のみ復職予定月の前月から）（※1）
就労内定	就労予定月から（※2）
求職活動中	保育が必要な月から（※3）
出産予定 （出産後に就労等その他の要件がない場合）	出産予定月とその前後各2か月（計5か月）以内（※4） 多胎児の場合、出産予定月と前後各3か月（計7か月）以内
昭島市に転入予定	転入予定日の翌月から

※1 【育児休業中の方】

保育施設の入所が決まったら、入所月の翌月1日までに復職し、速やかに復職証明書（P40）を提出してください。なお、復職日が1日の場合のみ復職予定月の前月から申込み可能です。

利用開始月	育児休業終了日	復職日	入所
(例) 4月	4月29日	4月30日	可
	4月30日	5月1日	
	5月1日	5月2日	不可
	復職しない・きょうだいの育児休業を4月から取得		

※2 【就労内定の方】

保育施設へ入所した月末までに、証明日が就労開始日以降の就労証明書を提出してください。

※3 【求職活動中の方】

保育施設へ入所してから3か月以内に勤務を開始し、就労証明書の提出とともに変更手続きを行ってください。

※1～3に該当する方で、期限内に書類の提出がない場合は、退所となります。

※4 【出産理由の方】

記載の期間の終了と同時に退所となります。再度入所を希望される方は、申込締切日までに新たに申込みが必要です。なお、改めて利用調整するため、入所できない場合もあります。出産後も継続して保育施設の利用を希望される方は、[P28](#)も必ずご確認ください。

保育施設の入所申込みに必要な書類

1 「保育所等利用申込書」

2 保育の認定を受けていない方は「教育・保育給付認定申請書」(P19 参照)

3 「保育施設入所申込みチェックシート」

4 保育を必要とする事由を証明する書類 (下記参照)

※保護者それぞれに保育を必要とする事由を証明する書類が必要です。(求職活動中・不存在を除く)

※不足書類がある場合や、記入内容に不備がある場合は受付できません。

※保護者本人が手続きに来ることができず、代理人が申込みをする場合は、別途委任状が必要です。

※就労証明書の様式は、学童クラブと異なります。学童クラブ用の様式は使用できません。

保育の必要性の事由	必 要 書 類
就労（外勤）の方	就労証明書 ※転職等のため現在の就労先で直近3か月以上の勤務実績のない方のうち、前職との間隔が1か月以内の方は、前職での直近3か月の就労実績がわかる書類もあわせてご用意ください（就労証明書や給与の支払いが分かる書類など）。
就労（自営業）の方	①就労証明書 ②タイムスケジュール表 ③（自営中心者の方は）添付書類（※就労証明書裏面を参照）
就労（内職）の方	①就労証明書 ②添付書類（請負書・注文書・委託契約書など）
育児休業から復職される方	就労証明書（復職予定日が記載されていること） ※育児休業を短縮して復職する場合は、育児休業の短縮が「可」とされていること
産前・産後休業から復職される方	就労証明書
出産の方	母子健康手帳のコピー（氏名が記載されている表紙と分娩予定日が記載されているページ）
保護者が疾病の方	診断書（P39） ※「保育困難」、「保育不可」などの証明があるもの
保護者に障害がある方	下記の証明書いずれかのコピー 愛の手帳・身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳
介護、看護の方	① タイムスケジュール表（ケア・スケジュール表） ② 介護・看護、付添い状況の申立書（P42） ③ 下記の証明書でいずれか1つ 身体障害者手帳（1～3級）コピー、愛の手帳（1～3度）コピー、 介護保険被保険者証（要介護度3～5）コピー、又は診断書原本（P39）
災害の復旧に当たっている方	①申立書 ②り災証明書等
就労内定の方	就労証明書
求職活動中の方 （起業準備を含む）	なし （両親ともに求職活動中の場合は保育施設の入所申込みはできません）
就学の方	①学生証又は在学証明書 ②時間割表又は通学の状況がわかる資料 ③タイムスケジュール表
その他の理由	子ども子育て支援係までお問い合わせください。

※各様式は昭島市ホームページからダウンロードできます。

[子育て・教育](#) → [子育て](#) → [保育園・幼稚園](#)

→ [保育施設入所のごあんない](#) → [保育施設入所のしおり・各種様式ダウンロード](#)

QRコード



◆該当する方は以下の書類もご用意ください（提出がないと加点の対象になりません）。

① 生活保護の方	保護受給証明書のコピー ※市で確認できる場合は、提出不要です。
② 世帯の生計中心者の失業・倒産等により、緊急に生計費を得るための就労を要する場合	雇用保険受給者証等
③ 65歳未満の同居祖父母が保育にあたれない事由に該当する場合	就労証明書・診断書等 ※提出がない場合は減点となります。
④ 認可外保育施設・定期利用保育・ベビーシッター等を利用している方	保育受託証明書（P41） ※保育の認定があり、入所申込月の前月を含めて3か月以上利用の場合、又は年齢制限がある連携園のない認可外施設に入所中で、年度末に卒園する場合
⑤ ひとり親世帯の方	戸籍謄本・児童扶養手当受給証明書・児童育成手当受給証明書等 ※市で確認できる場合は提出不要です。
⑥ 入所を希望している子どもが障害を有する場合	下記いずれかのコピー1点 愛の手帳、身体障害者手帳、療養手帳
⑦ 育児休業から復職される方（1歳を迎える月から2歳を迎える月までの入所申込みをされる方）	育児休業を証明する書類（いずれか一つ） ・育児休業給付金支給決定通知書等（ハローワークで発行） ・共済組合が発行した育児休業手当金の明細書（公務員の方） ・育児休業承認書等、勤務先が育児休業取得を証明した書類
⑧ 保育従事者	下記いずれも必要 ・保育士等に関する申立書（P43） ・保育士資格証のコピー ※資格証の姓と現在の姓が異なる場合、変更の事実が確認できる書類（戸籍抄本等）が必要です

5 利用者負担額（保育料）を算定するために必要な書類

提出がなくても入所申込みは可能ですが、提出することで優先順位が変わる場合があります。

住民登録の状況	令和5年4月～8月に 入所希望の方 ※2	令和5年9月～令和6年3月に 入所希望の方
令和4年1月1日以前から引き続き昭島市民である方	不要 ※1	不要 ※1
令和4年1月1日、令和5年1月1日ともに昭島市に住民登録がなかった方 ※3	令和4年度市・都民税課税(非課税)証明書 (令和4年1月1日に住民登録があった自治体で発行)	令和5年度市・都民税課税(非課税)証明書 (令和5年1月1日に住民登録があった自治体で発行)
令和4年1月1日には昭島市に住民登録がないが、令和5年1月1日には昭島市に住民登録があった方 ※3	令和4年度市・都民税課税(非課税)証明書 (令和4年1月1日に住民登録があった自治体で発行)	不要 ※1

※1 昭島市へ住民税の申告をしていない場合は、必ず申告の手続きをしてください。

※2 令和5年9月以降も引き続き利用を希望される方は、令和5年度の課税(非課税)証明書が、住民登録のあった区市町村で6月以降に交付可能となりますので、8月末までに提出してください。

※3 令和4年1月1日から令和5年12月31日までの間に、海外にお住まいであった方は、海外における収入状況が分かる書類を提出してください。詳細はお問合せください。

入所申込み時の注意事項

希望保育施設の見学	<ul style="list-style-type: none"> 申込み前に、希望する保育施設の見学をお願いします。保育施設に連絡の上、見学日時をご相談ください。 希望する保育施設の所在地・保育時間・募集の有無等をよく検討の上、入所したい順番に第1希望からご記入ください。(第6希望まで申込みができます。) 				
育児休業中の方	<ul style="list-style-type: none"> 次ページからの「育児休業中に入所の申込みをする方へ (P12~13)」を必ず確認してください。 				
就労内定で申込みをされる方	<ul style="list-style-type: none"> 就労内定で入所となった場合は、1か月の期限付き入所となります。 入所後1か月以内に就労を開始し、就労証明書を提出することにより引き続き入所が可能となります。 申込み時に提出した就労証明書の内容で就労していないことが判明したときは、退所となる場合があります。 				
出産の事由で申込みをされる方 (出産後に就労等その他の要件がない場合)	<ul style="list-style-type: none"> 出産の事由での入所は出産予定月の前後2か月の入所となり、<u>期限日をもって退所となります。再度入所を希望される方は、申込締切日までに新たに申込みが必要</u>です。なお、<u>改めて利用調整するため、入所できない場合もあります。</u>出産後も継続して保育施設の利用を希望される方は、P28も必ずご確認ください。 ● 出産の事由で利用申込みできる期間 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; text-align: center;"> <tr> <td style="padding: 5px;">2か月</td> <td style="padding: 5px;">出産予定月</td> <td style="padding: 5px;">2か月</td> <td style="padding: 5px;">退所</td> </tr> </table> <p>※多胎児の場合、入所は出産予定月の前後3か月。</p>	2か月	出産予定月	2か月	退所
2か月	出産予定月	2か月	退所		
求職活動で申込みをされる方	<ul style="list-style-type: none"> 求職活動の事由で入所した場合は、3か月の期限付き入所となります。 <u>3か月以内に就労できなかった場合、又は就労した場合でも就労証明書の提出がないときは、退所となります。</u> 入所後の毎月の求職活動について、求職活動実績申告書(市ホームページ参照)の提出を求める場合があるため、必ず活動記録をしてください。 <p>※両親ともに求職活動中の場合は申込みできません。</p>				
障害・疾病等がある子どもの申込みをされる方	<ul style="list-style-type: none"> お子さんの状態や保育施設の体制によっては受入状況が異なりますので、お子さんと一緒に入所を希望する保育施設の見学を行い、対応等についてご相談ください。 障害や疾病、発達の遅れなど、気になることがあるお子さんについては、申込みをされた保育施設の状況により、入所の調整を行う場合があります。 <u>申込み時に申し出がなく入所した場合には、入所の取消し又は退所となる場合がありますのでご注意ください。</u> <p>※<u>申込みをされる前に、お子さん同伴のうえ窓口にご相談ください。</u>申込時には、医師から集団保育可能と診断された診断書又は情報提供書が必要になります。</p>				
転所の申込みをされる方	<ul style="list-style-type: none"> 転所決定後に辞退しても、元の保育施設には戻れません。入所していた保育施設にはすでに別の子の入所が決定しているため、<u>入所していた保育施設は退所となります。</u>転所の希望がなくなった時は、取下げの手続きをしてください。 				

* 注意 * 申込みに係る提出書類について

- 提出期限までに選考指数に係る証明書類の提出がない場合は、申込みができません。また調整指数に係る証明書類の提出が無い場合は、加点はできません。提出期限後に提出された書類は、次月の利用調整から反映します。
- 就労証明書、診断書の有効期限は証明日から3か月間です。ただし、12月の集中受付期間の申請は、11月1日以降の証明日のみ有効です。

育児休業中に入所の申込みをする方へ

1 入所後の復職先と就労条件について

育児休業中に入所申込みは、必ず就労証明書とおりの勤務に戻ることが条件です。

申込み時に申告せずに、自己都合で転職し元の就労先に復職しない場合や、就労時間（就労条件）が申込み時と異なる場合、復職ができないとなった場合は、入所内定が取消しとなる場合があります。

※入所後に判明した場合は退所となる場合があります。申込み時に必ずご相談ください。

～次の方は、ご注意ください～

- ◆ 元の就労先に復職せずに、転職をする方
申込み時に転職先が決まっている場合は、転職先の就労証明書を提出してください。転職後の就労条件で審査します。復職要件の加点や優先項目は適用されません。
申込み時に転職先が決まっていない場合は、「求職活動」の要件で審査します。
- ◆ 復職後に雇用形態や就労条件が変わる方（育児休業明けの短時間勤務制度の利用を除く）
復職後の就労条件が記入された就労証明書を提出してください。復職後の就労条件で審査します。
- ◆ 派遣社員の方
申込みの時点で派遣先や就労条件が決まっている場合は、就労証明書の内容で点数を決定します。
派遣先や就労条件が決まっていない場合は、派遣会社が記載した就労証明書があれば、就労条件の記載がなくても就労のうち「その他（12点）」を選考指数として審査を行います。就労証明書の提出がない場合は、「求職活動中（10点）」を選考指数として審査を行います。

2 入所後の復職日について

入所後は、入所月の翌月1日までに復職してください（P8）。復職後は復職証明書（P40）の提出が必要です。復職後すみやかに提出してください。

- ※ 復職の期限を過ぎた場合、又は復職証明書の提出がない場合は、退所となる場合があります。
- ※ 両親ともに育児休業を取得している場合は、入所月の翌月1日までに2人とも復職することが必要です。

3 集中受付期間に令和4年度と令和5年度の同時申込みをする場合について

集中受付期間に限り、令和5年1月から3月（令和4年度）の入所申込みと令和5年度の4月の入所申込みを、同時に行うことができます。

※ 申込書類は年度ごとに作成が必要です。就労証明書等は、原本1部とコピー1部で申込み可能です。

～復職予定日が1月から3月の方は、以下の2点について就労先で事前にご確認ください～

- ① 令和4年度の入所が保留になった場合…予定どおり復職するか、育児休業の延長が可能か
- ② ①で育児休業の延長が可能の場合…4月以降の入所決定をした場合に入所月の翌月1日までに復職することが可能か

※ ①・②については、就労先と就労証明書備考欄の記入内容を確認してください。

4 現在保育施設に入所中のお子さんの育児休業認定期間と、生まれたお子さんの入所申請について

認定が育児休業で保育施設に通える期間（認定期間）は、①就労先が認める育児休業終了日の前月末（終了日が月末の場合はその日）まで又は、②育児休業対象のお子さんが満1歳を迎えた日の属する年度末までのいずれか短い期間です。

※ 認可外保育施設については、施設に確認してください。

【①の場合】

認定終了後に保育施設の入所を継続するためには、生まれたお子さんの入所申込みが必要です。入所保留になり育児休業が延長になった場合は、最長で生まれたお子さんが満1歳を迎えた年度末まで利用が可能になります。

※ ②の場合も確認してください。

【②の場合】

翌年度も保育施設の入所を継続するためには、生まれたお子さんの入所申込みをし、復職することが必要です。入所保留になった場合でも復職することは必要となりますので、認可外保育施設の利用などをご検討ください。復職できない場合、入所中のお子さんは認定がなくなるため退所となります。

※ 複数園申込みをしても入所保留かつ入所中のお子さんが令和5年度に5歳児クラスの場合に限り、卒園まで継続して通うことができます。

※ 令和4年度までは、両親が同時期に育児休業を取得した場合、保育施設は利用できませんでしたが、令和5年度より、両親ともに育児休業を取得する場合も保育施設の利用可能とし、期間も①又は②と同様になります。（最長で育児休業対象のお子さんが満1歳を迎えた日の属する年度末まで）

5 育児休業の減点の適用について

育児休業を取得中で、入所保留になった場合期間の延長をする方について、保育所等利用申込書の確認事項で、「2 保育所等の利用が保留となった場合は、保護者において育児休業の期間の延長を許容することができる。」を選択した場合、調整指数により、基準指数から11点減点します。

※ 他の調整指数による加点減点は適用されなくなります。

※ 「1 直ちに復職することを希望する。」を選択した場合は、11点の減点は適用されず、他に該当した調整指数が適用されます。

<注意事項>

◆ 減点して審査した場合でも、入所内定する場合があります。入所を辞退した場合は、保育所入所待機状況についての証明（待機証明）は発行できません。

◆ 減点を希望した場合は、令和5年度中（令和6年3月まで）の審査において減点が適用されます。

◆ 減点の希望、減点の取り消しどちらの場合も入所申込み受付期間に手続きが必要です。締切り日を過ぎた場合は、次月の審査から適用となります。

◆ 入所中のきょうだいがいて、満1歳を迎えた年度の次の4月に生まれたお子さんの入所申込みをする場合は、減点の対象になりません。（育児休業の認定できょうだいが保育施設を利用できないため）

例：入所中のきょうだいがいて、生まれた子が令和4年8月生まれの場合

令和5年8月入所申込み 減点申込み可能

令和6年4月入所申込み 減点申込み不可（満1歳を迎えた年度の次の4月になるため）

利用調整及び結果通知について

1 利用調整（入所審査） ※入所の利用調整は、先着順や抽選ではありません。

- ※申込み締切り後、「入所選考基準表（[P15~16](#)参照）」に基づき、「保育の必要性」を指数化し利用調整を行います。
- ※指数の高い方から順に、希望する保育施設への入所決定をします。指数が同じ場合は「優先順位」により決定します。詳しくは [P17](#)「保育の実施基準指数が同一の場合の優先順位」をご覧ください。

2 利用調整結果通知 ※電話等による結果の問い合わせには、お答えできません。

- ※入所の可否について、封書で「利用調整結果通知書」をお送りします。なお、申込みのあった最初の月のみ、承諾・保留（待機）に関わらず通知しますが、翌月以降は、承諾（入所内定）時のみの通知となります。
- ※4月入所の通知のみ時期が異なりますのでご注意ください。

令和5年度4月入所申込者



一次受付分 令和5年1月20日発送予定
二次受付分 令和5年2月24日発送予定

5月以降入所申込者



毎月25日頃発送予定



<p>入所承諾（内定） になった方</p>	<p><4月入所> 市から保育施設ごとの面談・健康診断等の一覧を送付します。記載の内容に沿って保育施設と面談・健康診断等の調整を行ってください。</p> <p><5月以降入所> 市からの結果通知を受けた後、直接保育施設へ連絡をして面談・健康診断等の調整を行ってください。</p> <p>上記対応後、特に問題がなければ1日付けで入所となります。</p> <p>※P11「入所申込み時の注意事項」と P18「入所後の注意事項」を改めてご確認ください。</p>
<p>入所保留（待機） になった方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・申込書は令和6年3月入所まで有効で、申込みの内容で毎月審査を行います。改めて申込みの手続きをする必要はありませんが、入所承諾の場合のみの連絡となります。 ・「希望する保育施設」や「保育を必要とする事由」等に変更がある場合は、速やかに変更手続き及び必要書類の提出をしてください（P21参照）。次月からの選考指数等が変更になる場合があります。 <u>変更手続きがないまま入所決定し、申込内容と状況が変わっていることが判明した場合は、内定取消しや退所となる場合があります。</u> ・保育所入所が不要になった際には、取下げの手続きをしてください。
<p>入所を辞退する方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・入所内定を辞退する場合は、速やかにご連絡いただき、市役所1階17番窓口にて辞退の手続きをしてください。 ・再度入所を希望する場合は、改めて申込みが必要です。 ・入所を辞退した場合、保留通知は発行されません。その後の待機証明書も発行できません。 ・転所内定を辞退しても、元の園には戻れません。

入所選考基準表

選考項目	保護者の状況		選考指数	入所承諾期間
就 労 注1	月 20 日以上 (週5日)	1日8時間以上の就労を常態とする場合	20	必要な 期 間
		1日6時間以上8時間未満の就労を常態とする場合	18	
		1日4時間以上6時間未満の就労を常態とする場合	16	
	月 16 日以上 (週4日)	1日8時間以上の就労を常態とする場合	18	
		1日6時間以上8時間未満の就労を常態とする場合	16	
		1日4時間以上6時間未満の就労を常態とする場合	14	
	月 12 日以上 (週3日)	1日6時間以上の就労を常態とする場合	14	
内職	保育所の開所時間帯に週16時間以上の就労を常態とする場合	12		
その他	勤務の態様から明らかに保育に当たれないと認められる場合	12		
出 産	出産予定月とその前後の各2か月にある場合		18	5か月 以内
疾 病 障 害	疾 病	入院1か月以上／常時病臥(びょうが)／感染症疾患又は難病	20	必要な 期 間
		精神性の疾患を有し、週1回以上の通院を常態とする場合	20	
		精神性の疾患を有し、月2回以上の通院を常態とする場合	18	
		一般の疾病で通院加療(週3日以上)を常態とする場合	16	
		軽度の精神疾患を有している常態	16	
		一般の疾病で通院加療(週1~2日)を常態とする場合	12	
	その他(一般の疾病)で保育に当たれない常態にある場合	12		
障 害	身体障害者手帳1・2級／愛の手帳1・2・3度／精神障害者保健福祉手帳1・2級	20		
	身体障害者手帳3級／愛の手帳4度／精神障害者保健福祉手帳3級	18		
	身体障害者手帳4級	16		
不存在	保護者の死亡／離別／行方不明／拘禁等		20	
介 護 看 護	日中一人で 次の者を 在宅介護	要介護度4・5／身体障害者手帳1・2級／愛の手帳1・2度	20	
		要介護度3／身体障害者手帳3級／愛の手帳3度	18	
	病院・施設等の付添い(週4日以上)の状態にある場合		16	
	上記以外で、介護・看護が必要と認められる状態にある場合		12	
災 害	家屋の損傷その他の災害復旧のため保育に当たれない状態にある場合		20	
求職中	求職活動により保育に当たれない場合(起業準備含む)		10	3か月
就 学	国都区市町村設置の職業訓練施設又はこれに準ずる技能施設に通所している場合		18	必要な 期 間
	学校教育法に定める学校等に通学するため、日中の外出を常態とする場合		16	
	上記に掲げるほか、通学等の態様から明らかに保育に当たれないと認められる場合		12	
その他	児童の安全のために適切な保育が必要であると市長が特別に認める場合		10~	
			20	

※就労内定の場合

- ・就労内定先の就労日数、時間に対応した、「就労」の選考指数を適用します。
- ・入所承諾期間は1か月とし、就労開始後に就労証明書を改めて提出することにより、入所承諾期間を「必要な期間」に変更します。

●調整指数表 ※市で確認ができるか、証明書等の提出が必要です。

基準保護者に関わるもの

NO	項目	条 件	調整指数	転所時適用
1	就 労 (選考指数が低い方の選考項目が就労の場合)	入所月前の就労実績が3か月未満の場合(育児休業取得者は除く) ※就労証明書の証明日が属する月の前月末までの3か月	-1	○
2		就労証明書の証明日以降に勤務することが内定している場合	-2	○
3		世帯の生計中心者の失業、倒産等により、緊急に生計費を得るための就労を要する場合	2	
4		自営業の自営中心者でない場合	-2	○

世帯に関わるもの

NO	項目	条 件	調整指数	転所時適用
5	生活保護	入所事由が、 <u>就労又は求職中</u> の場合	4	
6	ひとり親家庭	ひとり親家庭又はこれに準ずる世帯 (離婚調停中/行方不明/配偶者の暴力による逃避等)	4	
7	祖 父 母	65歳未満の同居の祖父母が保育を必要とする事由に該当しない場合	-1	○
8	保育料滞納	過去3か月分以上の保育料滞納(卒園児を含む)がある場合	-10	○
9	届出義務違反 (書類未提出を含む)	過去に入所選考時の入所事由(家庭状況、就労等)と入所後の状況が異なっていることが判明した場合又は在所期間中に違反行為が判明した場合	-5	○
10	市 外 在 住	市内の事業所に勤務し、転入予定のない場合	-3	○
11	保育従事者 注2	保育従事者又は保育従事予定であることが証明された場合	1	

申請子どもに関わるもの

NO	項目	条 件	調整指数	転所時適用
12	兄 弟 姉 妹 等	双子以上の多胎児が同時に保育施設に入所を希望する場合	3	
13		兄弟姉妹が既に入所している保育施設への入所を第一希望とする場合(転所は除く)	3	
14	転 所 (転所に係る申請の場合に限る) 注3 注4	兄弟姉妹が既に入所している保育施設への転所を第一希望とする場合	3	○
15		遠距離で通所が困難なため転所を希望する場合、又は時間外保育を必要とし、時間外保育時間のさらに長い保育施設へ転所を希望する場合	1	○
16	障 害	保育施設の入所を希望する子どもが障害者手帳を有する場合	3	
17	児 童 養 護	児童福祉等の観点から特に調整が必要な場合	5	○
18	認可外保育施設 事業所内保育施設 定期利用保育 ベビーシッター等	保育が必要であると市に認定されている児童を認証保育所又は認可外保育施設等に預けており、入所申込月の前月を含めて3か月以上の実績が確認できる場合	1	
19		上記実績が6か月以上の場合(No18と重複不可)	2	
20	年齢制限のある 保 育 施 設 注5	年齢制限がある連携園のない小規模保育施設等(認可外保育施設含む)を卒園し、別の保育施設に入所する場合(転入者が市内の保育施設に新規申込みする場合は除く)	5	
21	育 児 休 業 等 注4	育児休業を取得しており、出産した子が1歳を迎える月から2歳を迎える月までの入所に係る申請をし、復職する場合	3	
22		育児休業の取得により退所した子が育児休業明けに再入所を申込みする場合	5	
23		育児休業の延長を許容できる場合(その他の調整指数は適用除外になります)	-11	

【入所選考基準表について】

- *選考指数は、保護者（父母等）それぞれの状況に基づいて認定し、そのうち低い方の指数をその世帯の「基準指数」とします。
- *選考指数は、申込受付期限日までに提出された書類の保護者の状況により決定します。
- *調整指数（申請子どもに関わるもの）の加減算は、申込みのお子さんごとに基準指数に対して行います。

- 注1 1日の就労時間には、休憩時間・通勤時間が含まれます。なお、下限の基準は、「月64時間」とします。
（例：月16日（週4日）以上で、1日4時間以上、又は月12日（週3日）以上で1日6時間以上）
- 注2 保育従事者とは保育士・幼稚園教諭・保育教諭の有資格者が、保育施設（幼稚園を除く）で勤務している又は就労が内定している方が該当します。
- 注3 調整指数表の転所項目については、重複加点はできません。重複の場合は、点数の高い方を優先とします。また、認証保育施設、企業主導型保育事業所等からの申込みは転所の扱いになりません。
- 注4 No15、No22、No23は、保護者からの申し出が必要になります。
- 注5 No20に該当する場合、No18、No19は適用除外になります。

選考指数の計算の仕方

- ① 選考基準表に基づいて、保護者（父母）それぞれの「選考指数」を設定し、いずれか低い方の指数を「基準指数」とします。
- ② 提出された保護者の状況を証明する書類に基づいて「調整指数」を設定します。
- ③ 「基準指数」＋「調整指数」を『保育の実施基準指数』とし、この指数により選考します。
*「保育の実施基準指数」が他世帯と同一の場合は、優先順位（下表参照）により決定します。

保育の実施基準指数が同一の場合の優先順位

（指数が同位となった場合は、次の選考段階の順に順位を決定します。）

選考段階	項 目
1	保護者の選考指数の和（合算）の高い者
2	優先利用項目の数が多い者 <優先利用項目> ・ひとり親家庭 ・生活保護世帯 ・生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合 ・虐待や配偶者からの暴力のおそれがある場合など、社会的擁護が必要な場合 ・子どもが障害を有する場合 ・産前産後休業又は育児休業後に復職する場合 ・兄弟姉妹（多胎児を含む）が同時に保育施設の利用を希望する場合 ・地域型保育施設を卒園した子 ・保育従事者 ※全ての優先利用項目は、転所申込みの場合には適用しません。
3	市内在住者（転入予定者を含む）
4	希望保育施設順位の高い者
5	前年度（9月入所審査からは当年度）の市町村民税所得割額（父母合算額）の低い世帯

入所後の注意事項

慣れ保育	<ul style="list-style-type: none"> 入所後は、お子さんの様子を見ながら1週間程度徐々に通常の保育時間に近づけていく場合があります。(利用保育施設により対応が異なります。)
現況届	<ul style="list-style-type: none"> 認定保護者の現況と次年度の継続入所の意思を確認するために、毎年12月ごろに教育・保育給付認定現況届・保育所等入所状況調査書(入所継続意向調査)・保護者の就労証明書等を提出していただきます。 期限までに必要書類の提出がない場合は、継続入所の意思がないものとし3月末日で退所となります。
長期間の休み	<ul style="list-style-type: none"> 休園制度はありませんので、(同じ月で)1か月以上休むことはできません。ただし、里帰り出産時に一時的にお休みできる期間を設けています。お休みしている期間も保育料は発生します。詳しくは、子ども子育て支援係までお問い合わせください。
求職活動で入所の方	<ul style="list-style-type: none"> 入所月から3か月以内に就労を開始し、就労への認定変更手続きが必要となります。就労以外の要件には変更できません。 活動内容について、求職活動実績申告書(市ホームページ参照)の提出を求められる場合があるため、必ず活動記録をしてください。
就学で入所の方	<ul style="list-style-type: none"> 就学期間終了後、直ちに就労できるように在学中に求職活動を行ってください。(就学から就労以外の要件への認定変更はできません。)
市民税が未申告の方	<p>毎年、必ず申告を済ませてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 未申告の場合、その世帯の保育料は市民税の所得割課税額が確定するまでの間、最高額(D-14階層)となります。
退所・市外への転出	<ul style="list-style-type: none"> 退所される方は、早めにご連絡ください。手続きは、直接子ども子育て支援係で行ってください。また、入所中の保育施設にもご連絡ください。 市外に転出される場合は、「退所」となりますので、必ず子ども子育て支援係で手続きを行ってください。なお、転出先の区市町村から引き続き入所を希望する場合は、ご相談ください。
「保育を必要とする事由」等に変更があった場合	<ul style="list-style-type: none"> 申込み後や入所後に、提出した書類の内容に変更があった場合は、速やかに変更手続き及び必要書類を提出してください。(P21参照) 保護者の状況は申込時から入所後まで継続しているものとして審査します。変更手続きがないまま入所決定し、申込内容と状況が変わっていることが判明した場合は、内定取消しや退所となる場合があります。
認定こども園の認定区分変更	<ul style="list-style-type: none"> 幼稚園機能(1号認定)と保育所機能(2号認定)の区分を切り替える場合は、P21を参照して申請してください。

教育・保育給付認定とは

●保育施設を利用する場合は、保育の必要性の認定（2号・3号）を受ける必要があります。

保護者の「保育を必要とする事由」に応じて、申請内容を基に市が2号又は3号の認定を行います。保育所、認定こども園及び地域型保育施設の利用を希望する保護者の方は、市に「教育・保育給付認定申請書」及び保育を必要とする事由を証明する書類等を提出してください。（保育所入所申込みと同時に申請できます）

<認定区分>

年齢	保育の必要性	認定区分	保育の必要量	利用できる施設
満3歳以上	なし (教育を希望)	1号	教育標準時間 (4時間)	・幼稚園(新制度) ・認定こども園(幼稚園機能)
満3歳以上	あり (保育を希望)	2号	保育標準時間 保育短時間	・保育所 ・認定こども園(保育所機能)
0歳～2歳	あり (保育を希望)	3号	保育標準時間 保育短時間	・保育所 ・認定こども園(保育所機能) ・地域型保育施設

※3号認定は満3歳の誕生日の前々日までとなり、誕生日前日から自動的に2号認定に切替わります。

<支給認定証の交付> ※お手元に届いた支給認定証は大切に保管してください

認定申請や変更申請があったときは、申請内容及び保育の必要性を確認・審査し、30日以内に認定証を発行することが原則とされていますが、申請が多数に及び場合、30日以内に認定証を発行することが難しいと見込まれます。そのため下記の日程で発行する予定です。

令和5年度4月申請者	⇒	一次受付分 令和5年1月20日発送予定 二次受付分 令和5年2月24日発送予定
5月以降申請者	⇒	毎月、認定開始日前月の25日頃発送予定

1 保育を必要とする事由

保護者のいずれもが以下の事由のいずれかに該当することが必要です。（詳細はP7参照）

- ① 就労・就労内定（月64時間以上の勤務。一時預かりで対応可能な短期間の就労は除く。）
- ② 妊娠、出産（出産予定月の前後2か月）
- ③ 保護者の疾病、障害により保育に当たれない
- ④ 長期療養中や障害のある親族の介護、看護
- ⑤ 災害復旧
- ⑥ 求職活動（起業準備を含む）
- ⑦ 就学（通信教育は除く）
- ⑧ 虐待やDVのおそれがあること
- ⑨ 育児休業取得時に、既に保育施設を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- ⑩ その他、上記に類する状態として市が認める場合

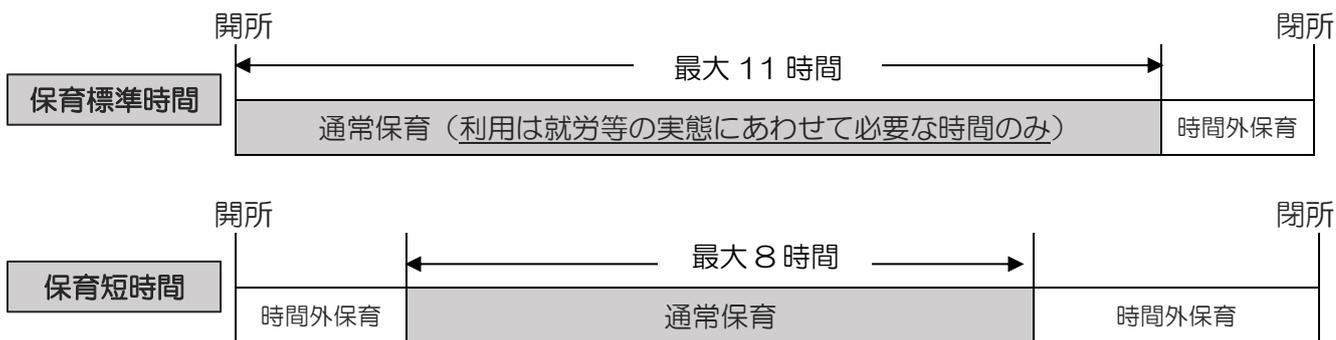
※就労時間には休憩時間・通勤時間を含みます。

※認定期間内でも、上記保育の必要性の事由がなくなった場合は、その時点までとします。

※認定内容に変更が生じた場合は、速やかに認定変更手続きを行う必要があります。（P21参照）

2 保育の必要量（利用時間）

保護者の「保育を必要とする事由」により、次のいずれかの利用時間に区分します。



※開所閉所時間及び保育標準時間・短時間の対応時間は保育施設により異なります。(P31~33 参照)

※「保育の必要量」では利用可能な最大の保育時間を認定しています。実際の保育時間は保育施設との面談等で決まります。

<保育を必要とする事由ごとの認定時間区分>

保育必要事由	保育標準時間	保育短時間
就労	○ (月 120 時間以上就労)	○ (月 64 時間以上 120 時間未満就労)
妊娠・出産	○	△ (希望により可)
疾病・障害	○	△ (希望により可)
介護・看護	○	△ (希望により可)
災害復旧	○	△ (希望により可)
求職活動	×	○ ※有効期間 3 か月
就学	○ (時間割等による)	○ (時間割等による)
育児休業	×	○※育児休業終了日の前月末まで又は生まれた子が 1 歳を迎える年度末のどちらか短い期間
その他	要相談	

<保育時間の認定変更について>

保育標準時間又は保育短時間の認定を受けても、勤務形態などによって変更できる場合があります。

子ども子育て支援係にご相談ください。

※変更申請を受理しても、審査の結果により変更できない場合があります。

●保育標準時間に該当する要件だが、保育短時間を希望する場合の例

- ・勤務時間で判定すると保育標準時間に該当するが、祖父母が送迎できる。
- ・出産要件だが、家庭での子育ての負担も少ないので短時間の利用を希望する。



※常時 8 時間を超える保育を希望する場合は、変更できません。

※時間外保育を月極で利用することはできません。急な残業や通院などで時間外保育を利用する場合は、時間単位のスポット利用のみとなります。(時間外保育料については P26 参照)

●保育短時間に該当する就労(就学)時間だが、保育標準時間を希望する場合の例

- ・月 120 時間未満の勤務だが、勤務開始が 8 時からのため保育短時間では勤務開始に間に合わない。

※標準時間に変更しても、実際に利用できる時間は、就労・就学の実態にあわせた時間のみです。

※求職中・育児休業中は保育短時間認定のみとなります。保育標準時間認定への変更はできません。

認定等の変更について

●入所申込み・認定申請後の変更について

「入所申込書」や「支給認定証」の記載内容に変更があった場合には手続きが必要です。
変更の申請/届出がないと、認定の取消し（＝退所）となる場合もありますので、
 必ず所定の手続きを行ってください。 【手続き場所】市役所1階17番窓口

<手続きが必要なケースの例>

内容	手続き	必要書類
希望保育施設を変更したい	届出（前月15日締切り）	
保育園の申込みを取下げたい	届出（前月15日締切り）	
仕事を始めた	変更申請	就労証明書
転職した/勤務条件が変わった	（必要に応じて変更申請※）	就労証明書
仕事を辞めた	変更申請	
妊娠・出産した	変更申請（予定日2か月前～）	母子手帳
育児休業に入る	変更申請	就労証明書
市内転居した	届出	
結婚・離婚した	届出	事由の証明書等※
市外転居が決まった	届出	
認定保護者を変更したい	変更申請	
保育の必要量を変更したい	変更申請	（各証明書等※）

※詳細やこの表にないケースについては、直接ご相談ください。

<変更申請の締切り>

毎月1日付けの変更 → 締切日：前月20日（土曜・日曜・祝日の場合は前開庁日）

※入所申込みの指数に反映する変更は、前月15日までに変更届出を提出する必要があります。

※届出は、事由が発生した時点で手続きしてください。

※有効期限切れや認定変更前の支給認定証は、子ども子育て支援係へ返却してください。

認定こども園の認定変更手続き ※①と②で締切日や手続きが異なります

① 保育所機能（2号認定）から幼稚園機能（1号認定）への変更手続き

上記のと通りの認定変更手続きをしてください。【締切日：前月20日】

② 幼稚園機能（1号認定）から保育所機能（2号認定）への変更手続き

保育所への申請手続きとなりますので、「教育・保育給付認定申請書」「保育所等利用申込書」と保育を必要とする事由を証明する書類（P9参照）を準備して申請してください。

【締切日：前月15日】

注意 「求職活動」での申請はできません。

注意 ①、②どちらの場合も必ず園に事前相談をしてから申請してください。

利用者負担額（保育料）について①

保育料

- ・保護者が負担する利用者負担額（以下「保育料」）は、[P23](#)の表のとおり世帯の市民税所得割額に応じた額になります。
- ・幼児教育・保育の無償化に伴い、1号認定及び2号認定の3～5歳児クラスは、保育料の利用者負担はありません。ただし、副食費・行事費等は、無償化の対象外になるため自己負担となります。料金及び支払い方法については、各園で規定しています。（副食費については[P25](#)、[P30](#)もご覧ください）
- ・保育所、認定こども園（保育所機能）、地域型保育施設による違いはありません。
- ・月額制ですので日割り計算はありません。
- ・満3歳になり「3号認定子ども」から「2号認定子ども」に変更になった場合でも、その年度内の保育料の変更はありません。

算定方法

4月分から8月分までの保育料の算定基準と、9月から3月分までの保育料の算定基準は異なります。毎年9月に再算定を行いますので、8月までと9月からの保育料が変更となる場合があります。

4月～8月分の保育料

・令和4年度市民税所得割課税額により決定

9月～3月分の保育料

・令和5年度市民税所得割課税額により決定

「所得割課税額」とは、地方税法に定める市民税所得割の額をいいます。ただし、次の控除は適用しません。

- ①配当控除 ②外国税額控除 ③寄付金控除 ④住宅借入金特別控除

※国の制度変更等により、年度途中でも変更になる場合があります。

<算定における注意点>

- ・該当年度の市民税未申告者が世帯にいる、又は税額が確認できない場合、最高額の算定となります。
- ・同一世帯で子どもが2人以上いる場合、多子世帯の負担軽減が適用されます。（[P25](#)参照）
- ・世帯の主たる生計維持者が父母以外の場合、その主たる生計を維持する方の市民税所得割額等を含めて算定する場合があります。
- ・異性の同居人がいる場合、婚姻関係の有無に関わらず同居人の市民税所得割額を合算して算定します。
- ・単身赴任等で同居していない配偶者がいる場合、同一世帯として保育料を算定します。また、海外赴任している場合も1年間の収入がわかる書類の提出が必要です。
- ・ひとり親世帯の方が祖父母と同居している場合、保護者の該当年度の収入が100万円未満の場合は、祖父母のうちどちらか収入の高い方の市民税所得割額で保育料を算定します。
- ・下記いずれかの「ひとり親世帯等」に該当する方は、専用の保育料となる階層があります。
 - ① 配偶者がなく、児童を扶養している者の属する世帯（母子家庭・父子家庭）
 - ② 身体障害者手帳の交付を受けている者の属する世帯
 - ③ 療育手帳の交付を受けている者の属する世帯
 - ④ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者の属する世帯
 - ⑤ 特別児童扶養手当の支給を受けている者の属する世帯
 - ⑥ 国民年金の障害基礎年金等を受けている者の属する世帯
 - ⑦ 生活保護法に定める保護基準に準じ、生活に困窮していると市長が認めた世帯



利用者負担額（保育料）表

《 2号・3号認定の方 》

（ ）内は第2子

単位：円／月額

市階層	階層区分 ※「4月～8月」と「9月～3月」は、再算定の結果により階層区分が変わる場合があります。		0～2歳児クラス	
			保育標準時間	保育短時間
A	生活保護世帯		0	0
B	市民税非課税世帯		0	0
C	市民税課税（均等割のみ）世帯	ひとり親世帯等以外の世帯	4,100 (2,100)	3,100 (1,600)
		ひとり親世帯等	2,100 (0)	1,600 (0)
D-1	市民税所得割課税額が 41,800円未満の世帯	ひとり親世帯等以外の世帯	5,900 (3,000)	4,400 (2,200)
		ひとり親世帯等	2,800 (0)	2,100 (0)
D-2	市民税所得割課税額が 57,600円未満の世帯	ひとり親世帯等以外の世帯	10,400 (5,200)	7,800 (3,900)
		ひとり親世帯等	2,800 (0)	2,100 (0)
D-3	市民税所得割課税額が 73,600円未満の世帯	ひとり親世帯等以外の世帯	15,200 (7,600)	11,400 (5,700)
		ひとり親世帯等	2,800 (0)	2,100 (0)
D-4	市民税所得割課税額が 89,800円未満の世帯	ひとり親世帯等以外の世帯	17,700 (8,900)	13,300 (6,700)
		ひとり親世帯等	2,800 (0)	2,100 (0)
D-5	市民税所得割課税額が 114,900円未満の世帯		21,700 (10,900)	16,300 (8,200)
D-6	市民税所得割課税額が 140,100円未満の世帯		26,100 (13,100)	19,600 (9,800)
D-7	市民税所得割課税額が 162,000円未満の世帯		35,500 (17,800)	26,600 (13,300)
D-8	市民税所得割課税額が 223,800円未満の世帯		40,100 (20,100)	30,100 (15,100)
D-9	市民税所得割課税額が 262,600円未満の世帯		47,300 (23,700)	37,300 (18,700)
D-10	市民税所得割課税額が 293,800円未満の世帯		51,400 (25,700)	41,400 (20,700)
D-11	市民税所得割課税額が 325,900円未満の世帯		55,500 (27,800)	45,500 (22,800)
D-12	市民税所得割課税額が 358,000円未満の世帯		57,600 (28,800)	47,600 (23,800)
D-13	市民税所得割課税額が 390,100円未満の世帯		59,600 (29,800)	49,600 (24,800)
D-14	市民税所得割課税額が 390,100円以上の世帯 又は 未申告の世帯		61,600 (30,800)	51,600 (25,800)

利用者負担額（保育料）について②

保育料決定通知

保育料については、保育施設入所後に郵送でお知らせします。

施設種類	通知発送予定日	支払い先
認可保育所	入所月の15日ごろ	昭島市（当月末払い）
認定こども園・地域型保育施設	入所月の1日ごろ	保育施設（施設指定日払い）

※電話等による保育料の問い合わせには、お答えできません。
※入所月のほか、4月と9月の再算定時は全員に通知します。



納付方法・納期限

- 認定こども園及び地域型保育施設については、直接保育施設への納入となりますので各保育施設へお問い合わせください。ただし、保育料決定通知書は市から郵送します。
- 上記以外の保育施設については、市への納入となります。
保育料の納付方法は、原則として、口座振替での納付をお願いしています。入所される方には、利用承諾書とともに口座振替依頼書を郵送しますので、ご希望の金融機関窓口、又は子ども子育て支援係（郵送可）で手続きをしてください。

入所時期	手続き締切日	口座振替月	納期限
4月入所	令和5年3月6日（月）	4月分からの振替	毎月月末
5月以降の入所	入所月の5日	当月からの振替	毎月月末

※月末が金融機関の休業日に当たる場合は、翌営業日となります。
※12月分のみ納付期限が早まりますのでご注意ください。

※保育料は、子どもの保育に必要な経費の一部ですので、納期限までに必ず納めてください。
※保育料の未納が理由なく続いた場合には、兄弟姉妹の利用調整の際に不利になることや、退所になることもありますのでご注意ください。

保育料の変更

以下の場合には保育料を再算定しますので、子ども子育て支援係まで速やかに届出してください。
変更は届出の翌月以降となります。

- ※保護者の結婚・離婚、パートナーと生活を始める等、家族構成に変更があった場合
- ※ひとり親の方で、祖父母との同居を始めた・同居をやめた場合
- ※修正申告等により市民税所得割額に変更があった場合

保育料の減免

保育料の支払いが著しく困難になった場合、減額又は免除が認められる場合があります。
詳しくは、子ども子育て支援係にお問い合わせください。

多子世帯の保育料負担軽減について

0歳児クラスから2歳児クラスの子どもの保育料について、同一世帯に属する子どものうち最年長（年齢制限なし）の子どもを第1子と算定し、第2子以降の子どもは、以下のとおり負担軽減が適用されます。
 ※兄弟が、通学等の理由で昭島市外に在住している場合は、子ども子育て支援係にご相談ください。

- ① 同一世帯に属する子どものうち最年長の子どもが支給認定子どもであるときは第1子の保育料を、その次に年長の子どもが支給認定子どもであるときは第2子の保育料を適用し、第3子以降の子どもが支給認定子どもであるときは保育料を0円とします。

<計算例>

小学3年生、保育所2歳児、
保育所0歳児の子どもがいる世帯

兄弟姉妹クラス	カウント	保育料
小学3年生	第1子	—
2歳児	第2子	半額
0歳児	第3子	0円

- ② ひとり親世帯等のうちC階層世帯については、第1子の保育料を適用する支給認定子どもに第2子の保育料を適用し、第2子の保育料を適用する支給認定子ども以降は0円とします。

副食費免除について

幼児教育・保育無償化において無償化の対象外となる副食費支払いが月額 4,500 円まで免除となる制度です。（保育料と同じく9月に再算定します。）

<免除対象者>

- ① 1号又は3歳児クラス以上の2号認定子どものうち年収360万円未満相当世帯の場合
 ② 3歳児クラス以上の2号認定子どもが、同一世帯に属する未就学児のうち、最年長の子どもを第1子として数えて第3子以降の場合
 ③ 1号認定子どもが、同一世帯に属する小学3年生までの子どものうち、最年長の子どもを第1子として数えて第3子以降の場合

※②、③に関しては、子どものカウント方法に年齢制限があります。上記、保育料の多子世帯の負担軽減とは異なります。また、未申告等で世帯収入が算定できない場合、副食費免除の対象外となります。

<計算例>

小学3年生、5歳児、3歳児の双子の子どもがいる世帯



兄弟姉妹クラス	年収360万円未満相当世帯	年収360万円未満相当世帯 以外			
		1号 (認定こども園(幼稚園機能))		2号 (保育所/3歳児クラス以上)	
		カウント	免除可否	カウント	免除可否
小学3年生	—	第1子	—	—	—
5歳児	免除	第2子	対象外	第1子	対象外
3歳児①	免除	第3子	免除	第2子	対象外
3歳児②	免除	第4子	免除	第3子	免除

時間外保育料について



- 時間外保育の利用は、直接各保育施設にお申込みください。
- 時間外保育料金は、各保育施設への支払いになります。
- 時間外保育は無償化の対象とはなりません。

利用区分	利用時間	0～2歳児クラス	3～5歳児クラス
時間単位で利用	30分ごと	250円/30分	150円/30分
月単位で利用	1区分	5,000円	3,000円

※月単位で利用する契約は、下図①②③の時間外区分のうち、いずれか1区分のみです。

ただし、Nicot 拝島の月単位利用は1日1時間までで、1時間を超えた分は時間単位料金になります。
 ※複数の時間外区分を利用される場合は、月額利用+時間単位での利用になります。

(例) 8:00 16:00 18:00

← ① →	利用者負担額 (保育料)	← ② →	← ③ →
時間外保育	通常保育 (保育短時間/最大 8 時間)	時間外保育 (時間単位は半額)	時間外保育

●減免について

- 1 降園時の時間外保育料金については、各保育施設で定める保育短時間の終了時刻から 18 時まで (上図②) は 50%が減免されます。
※月単位で利用する場合は、減免は該当しません。

- 2 登園時 (上図①) 及び 18 時以降 (上図③) の時間外保育料金について、生活保護世帯、市民税非課税世帯は、時間単位・月単位利用ともに 50%が減免されます。必ず、保育料決定通知を保育施設に提示し、減免の申請をしてください。申請をした月から免除されます。さかのぼって免除を受けることはできません。



注意 自己都合により「保育標準時間」から「保育短時間」に変更された方については、月単位で利用する契約はできません。また、時間外保育を常時利用することはできません。
 (急な残業等の場合は時間単位で利用可)

●利用時間区分の変更について

「保育短時間」認定で、保育施設が定めた「保育短時間」の時間を超えて利用せざるを得ない場合は、「保育標準時間」に変更できる場合がありますので、ご相談ください。
 なお、変更申請を受理しても、審査の結果変更できない場合があります。

注意 !!

「保育短時間」から「保育標準時間」に変更されても、実際に利用できる保育時間は提出された就労証明書等に基づいての利用になりますのでご注意ください。「保育標準時間」で 18 時までの利用区分としても、18 時まで利用できるとは限りません。

(例) 就労証明書： 週 4 日 10 時 30 分～16 時 30 分 (通勤 30 分) 勤務の場合
 お迎え時間： 勤務終了時間 (16 時 30 分) + 通勤時間 (30 分)
 = おおよそ 17 時～17 時 15 分程度

Q&A こんなときどうなるの？

保育施設入所申込み

Q1. 保育施設・認定こども園等の見学はどうすればいいですか？

- A. 保育施設に直接保護者の方から連絡をして、見学日・時間を調整してください。
保育施設により、親参加行事の内容、縦割り保育の有無、教育・保育方針等さまざまな特色がありますので、事前に見学をしてください。

Q2. 兄弟姉妹はそろって入所できますか？

- A. 必ずしもそろって入所できるとは限りません。「保育施設利用申込書」の確認事項欄に、兄弟姉妹の入所の希望についてご記入ください。また、内定が別々になった場合の意向の詳細は申込み時にお申し出ください。

Q3. 現在、妊娠している子どもの令和5年度4月入所を希望しています。出生前でも申込みできますか？

- A. 令和5年2月3日までに出生予定のお子さんは出生予定で申込みできます。この場合、申込みお子さんの氏名欄は「(姓)〇〇 (名) 予定児」、生年月日は「分娩予定日」を、それぞれ鉛筆で記入してください。また、必要書類のほかに母子健康手帳の表紙と分娩予定日の記載されているページのコピーを添えてお申込みください。出産予定日が2月4日以降のお子さんでも申込みを受付けますが、どちらの場合でも出生が2月4日以降になった場合は、取下げの手続きをしていただきます。
([P3](#)参照)

Q4. 65歳未満の祖父母と同居しています。祖父母は就労していませんが申込みできますか？

- A. 同居の祖父母が65歳未満で未就労等の場合でも申込みは可能ですが、指数が減点となります。65歳未満で同居の祖父母が就労している場合や疾病等の理由で、保育できない場合は「就労証明書」「診断書」等、必要書類を提出いただければ減点はありません。
([P10](#)参照)

Q5. 現在就労で申込みをしていますが、この先出産を控えています。申込みはどうなりますか？

- A. 出産要件に該当する期間は、分娩予定月の2か月前から2か月後までです。その前までは就労での申込み受付となります。入所後、出産に該当する期間に入る際は保育を必要とする事由の認定変更が必要です。
([P21](#)参照)
なお、利用保留(待機)となり出産要件期間の内定となった場合、就労状態が継続していれば出産後(育休取得の場合はその後)復職する場合に限り、継続入所可能です。出産を機に退職する場合など、出産後に保育の要件がなくなる場合は、出産該当期間終了をもって退所となります。
([P28](#)「出産の事由での申込み Q7」を参照)

Q6. 医療的ケアが必要な場合、保育施設の申込みはできますか？

- A. 医療的ケアが必要なお子さんも、保育園の申込みができるようになりました。対象年齢・利用できる保育施設等・利用時間など、申込みにあたり条件がありますので、必ず事前に子ども子育て支援係にご相談ください。また、申込み方法も通常とは時期も書類も異なります。
※令和5年度より、対象年齢・保育施設等の受入れ人数・入所時期についての条件が緩和されました。詳しくは、市ホームページの医療的ケア保育園入園に関するガイドラインをご覧ください。

出産の事由での申込み

Q7. 妊娠・出産の時期（出産予定日とその前後2か月を加えた5か月間）に入所を希望しています。出産後、就労することを考えていますが、引き続き保育施設に通所することはできますか？

- A. 出産要件での申込み（選考指数は出産の18点適用）の場合、引き続き通所することはできません。出産要件での入所は、出産予定日の前後2か月（多胎児の場合は前後3か月）の期限付き入所となるため、出産該当期間終了をもって退所となります。再入所を希望する場合は、改めて申込みが必要となります。ただし、再入所は保証できません。
- なお、出産後に求職活動を行う場合、または就労先が内定している場合などで、それぞれの要件による選考指数の適用を受けて入所した場合は、出産該当期間終了後に保育を必要とする事由の認定変更手続き（P21参照）を行うことにより、継続入所が可能です。この場合、申込み要件は、出産後に変更となる「保育を必要とする事由（求職活動、就労内定など）」となりますので、入所申込み時にそれぞれ該当となる要件を証明する書類（就労証明書など。P9参照）と、あわせて出産に係る書類（母子健康手帳のコピー）をご提出ください。
- さらに、妊娠・出産期間の終了後に就労や求職活動を行うために、生まれたお子さんの入所申込みをしてください。申込みがなく、就労や求職活動など要件の確認ができない場合、入所が決まったお子さんは退所となります。

Q8. 妊娠・出産の時期に入ると同時に仕事を退職した場合は、入所中の子どもはそのまま継続して通所できますか？

- A. 入所継続のために手続きが必要な場合があります。
- ①認定が就労だった場合、出産後2か月（出産認定期間終了）で求職活動をしてください。求職活動をするために、生まれたお子さんの入所申込みをしてください。申込みがなく求職活動及び認定期間内の就労が確認できない場合、入所中のお子さんは退所となります。申込みが必要な月を確認するため、子ども子育て支援係までお問い合わせください。
 - ②障害・疾病など認定が就労以外の場合は、継続して通所できます。ただし、再度就労した場合は、就労証明書をご提出ください。

育児休業中の申込み

Q9. 子どもが生まれて育児休業を取得します。入所中の子どもはそのまま継続して通所できますか？

- A. 育児休業を取得すると、育児休業中の勤務先に復職することを条件に、育児休業の終了する日の前月末（終了する日が月末の場合はその日）か、生まれたお子さんが満1歳に達する日の属する年度末の、どちらか先に来る月まで、入所中のお子さんは通うことができます。（P13参照）
- 育児休業から復職するために、上記期限のどちらか先に来る月の翌月1日に保育施設入所ができるよう申込みが必要になります。申込みのうえ利用保留となった場合は、生まれたお子さんが満1歳に達する日の属する年度末までは入所中のお子さんは通所できます。（有効な申込みがあることが条件です。ただし生まれたお子さんが満1歳に達する日の翌年度4月申込みの場合を除く。）
- ※入所申込みの際は、スムーズな復職のため希望保育施設を複数記入してください。
- ※一度利用保留となった後、同年度内に入所が決定した際には、速やかに復職してください。
- ※令和5年度より、両親ともに育児休業を取得される場合も同様の期間になります。ただし、どちらかが期間を短縮するなどして復職した場合は、復職証明書をすみやかにご提出ください。

Q10. 育児休業からの復職の要件で入所が決定した場合、復職するまでは保育短時間認定で利用することはできますか？

A. 育児休業からの復職の要件で入所が決定した場合、実際の復職予定日が入所月の翌月 1 日であっても、復職後の認定が標準時間になる方は、保育短時間認定に変更することはできません。

Q11. 就労の認定で入所中の子どもがいますが、出産を控えています。個人事業主などで出産後に育児休業がない場合はどのような手続きが必要ですか？

A. 出産後2か月（出産認定期間終了）で復職してください。復職するために、生まれたお子さんの入所申込みをしてください。申込みがなく就労が確認できない場合、入所中のお子さんは退所となります。申込みが必要な月を確認するため、子ども子育て支援係までお問い合わせください。なお、入所申込みをするために提出が必要な就労証明書には以下の記載がなされるよう、復職予定の職場に依頼してください。

- ・ 就労開始日 → 出産前に働いていた時の入社日
- ・ 直近の就労実績 → 空欄
- ・ 産前産後休業の取得（予定）期間、復職予定日 → 実際の日付を記入
- ・ 出産のため休職又は一度退職し、出産後に復職する場合
→ 備考欄に出産のために休職や退職したこと、入所でき次第上記勤務条件で復職予定であることなどの事情を記載してもらってください。

利用保留（待機）

Q12. 利用保留（待機）になった場合は、再度申込みが必要ですか？

A. 保育施設利用申込書の有効期限は、令和6年3月までです。その間は再度申込みをする必要はありません。申込みの内容で毎月利用調整を行います。ただし、希望する保育施設を変更する場合や、保育を必要とする事由が変わった場合は、随時受付の入所申込締切日（P5参照）までに手続きをしてください。変更手続きがないまま入所決定し、申込内容と状況が変わっていることが判明した場合は、内定取消しや退所となる場合があります。保留となった場合の保留通知は、初回のみ発行します。翌月以降に待機している証明が必要な場合は、電子申請（右下のQRコード、又は昭島市ホームページ参照）を利用するか1階17番窓口へ直接お越しのうえ、待機証明書の交付申請をしてください。

申請者 ID の新規登録

受付画面



転所申請

Q13. 転所の申込みをし、利用承諾の連絡をもらいましたが、転所を辞退して元の保育施設に残ることはできますか？

A. 入所していた保育施設には次に入所する方が決まっていますので、残ることはできません。転所が内定した時点で入所していた保育施設は自動的に退所が決まります。なお、転所の希望がなくなった時は、取下げの届出が必要になります。随時受付の入所申込締切日（P5参照）までに手続きをしてください。

幼児教育保育の無償化について

Q14. 幼児教育保育の無償化について教えてください。

無償化の内容

利用者負担額（保育料）が無償となります

副食費・行事費等の実費負担分は対象外です。

（0～2歳児クラスの副食費は保育料に含まれています。）

対象施設

認可保育所

地域型保育施設

認可外保育施設※

認定こども園

幼稚園（満3歳児クラスから）※

対象の子ども

3～5歳児クラス 全ての子ども

0～2歳児クラス 住民税非課税世帯



※ 新制度未移行幼稚園、対象となる認可外保育施設を利用の場合は、無償化の上限金額がありますが、別途補助金制度があります。詳しくは、子ども子育て支援係にお問い合わせください。

Q15. 2歳児クラスに通っていますが、3歳の誕生日を迎えた時点で保育料は無償になりますか？

A. 保育施設の場合、3歳の誕生日を迎えた後の最初の4月1日からが無償化の対象となります。2歳児クラスのうちは、通常の保育料算定になります。

Q16. 保育料が無償になるとすべての費用が無償になりますか？

A. 保育料のみが無償の対象です。副食費（下記参照）や時間外保育料、教材費、行事費等の実費分については無償化の対象外となります。実費分については、利用している保育施設に直接お支払いいただきます。

Q17. 保育料が無償になるには何か手続きは必要ですか？

A. 特に手続きは必要ありません。3歳児クラス以上となり、対象となったご家庭には通知（利用者負担額決定通知）を送りますので内容をご確認ください。
※ただし、転入した世帯については課税証明書等の提出を求められる場合があります。提出が必要な場合は、別途ご連絡します。
※多子世帯の負担軽減については [P25](#) を参照してください。

副食費について

Q18. 副食費とはどのような費用ですか？



A. 副食費とはおかず・おやつ等にかかる費用のことです。自宅で子育てを行う場合も同様にかかる費用のため、無償化の対象にはなりません。そのため、無償化対象である3歳児クラス以上に通所している子どもも、副食費（おかず・おやつ等にかかる費用）については、保護者が別途その費用を負担することが原則となります。また、副食費は、利用保育施設に直接お支払いいただきます。
※2歳児クラスまでは利用者負担額に含まれていますので、別途の支払いは必要ありません。

保育施設一覧

番号	施設名	所在地	定員					開所時間		一時 預かり 保育
		電話番号	0歳	1歳	2歳	3歳	4・ 5歳			
1	多摩保育園	東町5-1-40	定員		151			開所時間	7:00~19:00	○
		544-1151	11	22	22	32	64	保育短時間	8:00~16:00	
								保育標準時間	7:00~18:00	
2	多摩保育園分園	東町4-12-18	定員		26			開所時間	7:00~18:00	-
		544-1151						保育短時間	8:00~16:00	
		連携園：多摩保育園	6	10	10	-	-	保育標準時間	7:00~18:00	
3	福島保育園	福島町1-18-8	定員		160			開所時間	7:00~19:00	○
		544-2277	15	25	30	30	60	保育短時間	8:00~16:00	
								保育標準時間	7:00~18:00	
4	わかくさ保育園	玉川町5-15-26	定員		160			開所時間	7:00~19:00	○
		544-0055	14	28	28	30	60	保育短時間	8:30~16:30	
								保育標準時間	7:00~18:00	
◆ 5	昭和郷保育園	中神町1260	定員		100			開所時間	7:00~19:00	○
		543-1588	9	12	15	20	44	保育短時間	8:30~16:30	
								保育標準時間	7:00~18:00	
◆ 6	昭和郷第二保育園	中神町1260	定員		190			開所時間	7:00~19:00	○ 専用 スペース有
		541-5983	24	28	32	34	72	保育短時間	8:30~16:30	
								保育標準時間	7:00~18:00	
◆ 7	むさしの保育園	中神町1294-4	定員		119			開所時間	7:15~19:15	○
		543-8280	9	15	20	25	50	保育短時間	8:30~16:30	
								保育標準時間	7:15~18:15	
8	中神保育園	朝日町5-4-17	定員		126			開所時間	7:00~19:00	○
		545-0255	8	12	24	26	56	保育短時間	8:00~16:00	
								保育標準時間	7:00~18:00	
◆ 9	昭和保育園	宮沢町2-28-18	定員		100			開所時間	7:00~19:00	○
		544-1213	9	15	18	20	38	保育短時間	8:30~16:30	
								保育標準時間	7:00~18:00	
10	福島保育園分園	宮沢町497-2	定員		29			開所時間	7:00~19:00	○
		544-4664	3	5	5	5	11	保育短時間	8:00~16:00	
								保育標準時間	7:00~18:00	
◆ 11	上ノ原保育園	昭和町3-14-3	定員		190			開所時間	7:00~19:00	○
		541-0331	12	25	30	40	83	保育短時間	8:30~16:30	
								保育標準時間	7:00~18:00	
◆ 12	上ノ原保育園分園	昭和町4-7-19	定員		35			開所時間	7:00~20:00	○
		595-7058						保育短時間	8:30~16:30	
		連携園：上ノ原保育園	6	9	10	10	-	保育標準時間	7:00~18:00	
◆ 13	なしのき保育園	上川原町1-23-1	定員		120			開所時間	7:15~19:15	○ 専用 スペース有
		543-6670	9	15	18	24	54	保育短時間	8:30~16:30	
								保育標準時間	7:15~18:15	
◆ 14	あきみ保育園	上川原町1-10-18	定員		109			開所時間	7:00~19:00	○
		519-4010	9	20	20	20	40	保育短時間	8:30~16:30	
								保育標準時間	7:00~18:00	

時間外保育の料金は、短時間保育終了から18時までは半額になります。
 番号に◆マークがある園は、8時から8時半までの時間外保育料金はかかりません。
 番号に●マークがある園は、8時から9時までの時間外保育料金はかかりません。

番号	施設名	所在地	定員					開所時間		一時預かり
		電話番号	0歳	1歳	2歳	3歳	4・5歳			
◆ 15	つつじが丘保育園	つつじが丘3-6-23	定員			110		開所時間	7:00~19:00	○
		544-8527	12	12	20	20	46	保育短時間	8:30~16:30	
								保育標準時間	7:00~18:00	
16	昭島ゆりかご第二保育園	田中町3-5-20	定員			90		開所時間	7:00~18:00	○
		544-6829	9	10	12	18	41	保育短時間	8:30~16:30	
								保育標準時間	7:00~18:00	
17	拝島保育園	拝島町2-4-26	定員			109		開所時間	7:00~19:00	○
		541-1074	9	15	18	22	45	保育短時間	8:00~16:00	
								保育標準時間	7:00~18:00	
◆ 18	昭栄保育園	拝島町3-17-11	定員			100		開所時間	7:00~19:00	○
		544-1401	12	15	15	18	40	保育短時間	8:30~16:30	
								保育標準時間	7:00~18:00	
19	ゆりかご保育園	松原町2-9-2	定員			130		開所時間	7:00~19:00	○
		544-3619	15	20	23	24	48	保育短時間	8:30~16:30	
								保育標準時間	7:00~18:00	
20	松原保育園	松原町4-11-3	定員			110		開所時間	7:30~18:30	○
		541-1227	9	15	20	22	44	保育短時間	8:30~16:30	
								保育標準時間	7:30~18:30	
21	同援はいじま保育園	松原町5-2-25	定員			50		開所時間	7:00~19:00	○
		543-1166	-	10	10	10	20	保育短時間	8:30~16:30	
								保育標準時間	7:00~18:00	
● 22	よつぎ第四保育園	美堀町5-17-2	定員			110		開所時間	7:00~19:00	○
		546-3666	14	16	18	20	42	保育短時間	9:00~17:00	
								保育標準時間	7:00~18:00	
23	ニコット 拝島	美堀町5-21-1	定員			60		開所時間	7:00~20:00	-
		543-0707	6	10	11	11	22	保育短時間	9:00~17:00	
								保育標準時間	7:00~18:00	

○年齢制限のある保育施設の卒園後について

- 地域型保育施設と多摩保育園分園は2歳児まで、上ノ原保育園分園は3歳児までで卒園となります。これらの施設は、「アルペジオ」「ほおむり・たいむ」を除いて連携園がありますので、連携園に優先的に入所することができます。(入所の申込みは必要です)
- 昭島市の連携園の無い地域型保育施設を卒園し、他の保育施設を申込みされた場合、基本の点数に調整指数として5点を加点して審査をします。(入所を保証するものではありません)
- 連携園のある保育施設を利用している方が連携園を希望せずに他の保育施設を申請する場合は加点がつきません。

時間外保育の料金は、短時間保育終了から18時までは半額になります。
 番号に◆マークがある園は、8時から8時半までの時間外保育料金はかかりません。
 番号に●マークがある園は、8時から9時までの時間外保育料金はかかりません。

○認定こども園

番号	施設名	所在地	定員（上 保育所機能） （下 幼稚園機能）					開所時間		一時 預かり
			0歳	1歳	2歳	3歳	4・5歳			
24	幼保連携型認定こども園 ミナバもくせいのもり	もくせいの杜 1-2-25	132（保育所114） （幼稚園18）					開所時間	7:00~19:00	○ ☆幼稚園 預かり保育
		519-4378	9	15	18	24	48	保育短時間	8:00~16:00	
			-	-	-	6	12	保育標準時間	7:00~18:00	
25	幼保連携型認定こども園 昭島ナオミこども園	玉川町1-10-4	127（保育所118） （幼稚園9）					開所時間	7:00~19:00	○ ☆幼稚園 預かり保育
		545-3561	8	22	22	22	44	保育短時間	8:00~16:00	
			-	-	-	3	6	保育標準時間	7:00~18:00	
26	幼保連携型認定こども園 イコロ昭和の森	拝島町4041-1	190（保育所160） （幼稚園30）					開所時間	7:00~19:00	○ ☆幼稚園 預かり保育
		545-0156	12	28	30	30	60	保育短時間	8:00~16:00	
			-	-	-	10	20	保育標準時間	7:00~18:00	
27	幼保連携型認定こども園 のぞみこども園	松原町5-11-7	89（保育所80） （幼稚園9）					開所時間	7:00~19:00	○ ☆幼稚園 預かり保育
		541-1565	9	12	14	15	30	保育短時間	8:30~16:30	
			-	-	-	3	6	保育標準時間	7:00~18:00	

○地域型保育施設（生後満6か月～2歳）

番号	施設名	所在地	定員			開所時間		一時 預かり
		電話番号	0歳	1歳	2歳			
		連携園						
28	昭島ドリーム	東町2-1-23	定員		14	開所時間	7:00~19:00	-
		519-7885				保育短時間	8:30~16:30	
		ミナバもくせいのもり	3	5	6	保育標準時間	7:00~18:00	
29	保育園アルパジオ 昭島昭和町園 ※食物アレルギー対応不可	昭和町3-23-28	定員		14	開所時間	7:30~19:30	○
		545-5650				保育短時間	8:30~16:30	
		なし	2	5	7	保育標準時間	7:30~18:30	
30	小規模保育所すみれ	緑町1-4-25	定員		19	開所時間	7:30~17:30	-
		541-0448				保育短時間	8:30~16:30	
		昭島すみれ幼稚園	-	6	13	保育標準時間	7:30~17:30	
		小規模保育所すみれの開所時間は10時間です。また、土曜保育は行いません。						
31	しらすぎ保育室 ※食物アレルギー対応不可	玉川町2-4-8	定員		4	開所時間	7:30~18:30	-
		519-2853				保育短時間	8:00~16:00	
		なしのき保育園	1	1	2	保育標準時間	7:30~18:30	
32	すまいる・たいむ ※食物アレルギー対応不可	松原町4-3-19-103	定員		4	開所時間	7:30~18:30	○
		519-6389				保育短時間	8:30~16:30	
		松原保育園	1	1	2	保育標準時間	7:30~18:30	
33	ほおむり・たいむ ※食物アレルギー対応不可	松原町4-3-19-102	定員		4	開所時間	7:30~18:30	-
		545-6230				保育短時間	8:30~16:30	
		なし	1	1	2	保育標準時間	7:30~18:30	

昭島市内の認可保育施設以外の預け先

東京都認証保育所

多様化する保育ニーズに対応するための都市型保育施設として、東京都が独自に認証している保育所です。施設基準、職員配置等は東京都の基準を備えています。直接申込みとなるため、詳細は保育施設へお問い合わせください。

特徴

- ・ 保育所との直接契約のため、区市町村を越えての入所が可能
- ・ 13 時間開所（概ね 7:00～20:00）
- ・ 駅の近くに設置され、通勤等の利便性に配慮している

施設名	補助金対象	所在地	定員 (受入年齢)	電話番号
つみき保育園	○	松原町 5-2-7	30 名 (0 歳～5 歳)	042-545-3667

企業主導型保育事業所

企業が従業員のためにつくる保育施設で、子どもを預ける親の多様な働き方に対応しています。従業員枠と地域枠があり、従業員でなくても地域枠での利用が可能です。直接申込みのため、詳細は保育施設へお問い合わせください。

施設名	補助金対象	所在地	定員 (受入年齢)	電話番号
わくわく宝船保育園 昭島	○	郷地町 2-34-7	地域枠 15 名 (0 歳～2 歳)	042-519-1909
保育園アルペジオ 昭島中神町園	○	中神町 1168-17	地域枠 15 名 (0 歳～5 歳)	042-543-7771
ひかりの森保育園	○	昭島市大神町 2-5-19	地域枠 25 名 (0 歳～5 歳)	042-544-5666

◆認可外保育施設利用支援補助金◆

対象者	市内にお住まいで認証保育所、家庭的保育事業、指導監督基準を満たす証明書が発行されている認可外保育施設（市外含む）を利用されていてかつ保育の必要性がある児童の保護者。
負担額軽減補助額	利用している施設の契約保育料と市で定める標準時間保育料との差額を補助します。 上限額は 20,000 円～67,000 円です。 ※ 契約保育料に給食費が含まれている場合、3 歳児～5 歳児については、副食費は補助対象外です。 ※ 認可保育所を利用した場合に副食費が免除になる場合は、副食費も上限 4,500 円まで補助対象になります。（年収 360 万未満相当世帯のお子さんまたは小学校未就学児から数えて第 3 子以降のお子さん）
申請・支払時期	認証保育所に入所されている方は、施設に補助金を支払います。入所が決定した場合は市役所へ補助金の申請書類を提出してください。（一部市外の認証保育所は、保護者へ直接お支払いします。）その他施設は、四半期ごとに申請及び請求をしていただき保護者へ直接お支払いします。申請書類は各保護者あてに郵送します。

詳しくは、子ども子育て支援課子ども子育て支援係にお問い合わせください。TEL042-544-4189

定期利用保育

保育施設の入所が保留（待機）となった概ね満1歳～2歳児を対象に、就労により日中保育ができない保護者の代わりに一定期間お子さんをお預かりします。

対 象	<p>次の①～⑤の要件を全て満たす方が利用できます。</p> <p>① 昭島市在住で、集団保育が可能なお子さんであること。</p> <p>② 概ね満1歳～2歳児であること。 「2歳児」とは、令和2年4月2日～令和3年4月1日生まれのお子さん</p> <p>③ 保護者が利用開始月初日（初日が土曜・日曜、祝日・年末年始の場合は翌日から）に就労しており保護者ともに就労を理由として3か月以上継続して当該児童を保育することができない場合であること。 ※1か月64時間以上の勤務（休憩・通勤時間含む）</p> <p>④ 認可保育施設への入所が保留（待機）となったお子さんであること。</p> <p>⑤ 日中保育ができる同居親族等がないこと。</p>
利 用 期 間	承認利用日から3か月（年度内、3か月ごとの更新手続きにより継続利用可）

●実施園

	昭和郷第二保育園	公私連携型保育所なしのき保育園
受入児童年齢	満10か月～2歳児	満1歳～2歳児
利 用 日	月曜日～土曜日 （日曜日、祝日、年末年始除く）	月曜日～金曜日 （土曜日、日曜日、祝日、年末年始除く）
利 用 時 間	8：00～18：00	8：30～17：00

※保護者ともに就労している曜日の利用（曜日・時間固定）となります。

- 利用料金
- ・利用料は毎月1日から末日までの単位とする、月額制になります。
 - ・基本料金は8時間までとなります。8時間を超えた場合、時間外料金が発生します。

64時間以上 80時間未満	19,800円
80時間以上 96時間未満	24,200円
96時間以上 112時間未満	28,600円
112時間以上 128時間未満	33,000円
128時間以上 160時間未満	44,000円
月額時間外（1時間）	2,500円
時間外（1時間）	250円

- ① 生活保護世帯及び非課税世帯の方 50%減免
 - ② 多子世帯一時預かり保育等利用者負担軽減補助
未就学児の最年長を第1子とする。
第2子：50%減免 第3子以降：免除
※時間外利用分は対象外
 - ③ 0～2歳児の非課税世帯は上限額42,000円
※食事・おやつ代、時間外利用分は対象外
- ※ ①と②については、事前申請が必要です。
ただし併用することはできません。

●利用申請手続き

申 請 期 間	<p><令和5年4月利用開始分> 令和5年3月1日（水）～令和5年3月15日（水）まで</p> <p><令和5年5月以降利用開始分> 利用開始希望月の前月15日まで（閉庁日の場合は、前開庁日）</p>
必 要 書 類	<p>① 定期利用保育申込書</p> <p>② 保護者すべての就労証明書</p> <p>③ 保留（待機）通知書、支給認定決定通知書</p> <p>④ 本人確認書類（来庁する方の免許証、パスポート、マイナンバーカードなど）</p>
申 請 場 所	子ども子育て支援課 子ども子育て地域支援担当 市役所1階 17番窓口

詳しくは、子ども子育て地域支援担当にお問い合わせください。TEL042-544-4190

休日保育

保育施設等に通っているお子さんを対象に、保護者の仕事等により休日に保育が必要になったときに保育を行います。『上ノ原保育園分園』『幼保連携型認定こども園ミナパもくせいのもり』で実施しています。利用に当たっては事前に登録と面接が必要です。

施設	上ノ原保育園分園	幼保連携型認定こども園ミナパもくせいのもり
対象	市内在住で保育施設を利用している離乳食が完了している生後1歳以上から就学前のお子さん	
利用日	日曜日・祝日（年末年始12月29日～1月3日を除く）	
利用時間	7:30～18:30	7:00～18:00
利用料金	<ul style="list-style-type: none"> 認可保育施設に入所しているお子さんの保育料負担はありません。（ただし、認定の事由で利用した場合のみ。） 上記以外の事由、または認可外保育施設等に入所の場合は料金がかかります。 	
申込方法	前月20日の12:45から利用日10日前まで	

詳しくは、『上ノ原保育園分園』TEL042-595-7058『ミナパもくせいのもり』TEL042-519-4378へ直接お問い合わせください。

病児・病後児保育

市内在住の保育施設等に通っているお子さんが病気やケガ等で、集団保育が困難かつ仕事等の理由により家庭で保育できない場合、一時的に保育を行います。利用には事前登録が必要です。詳しくは各保育室へ直接お問い合わせください。

施設	病児保育室「はぐみ～hug me～」	病後児保育室「くろーばー」
対象	年齢：生後57日目～小学校1年生のお子さん 病気が「回復期に至らない場合」で当面症状の急変が認められない状態 ※ 保育施設、幼稚園、学童クラブに所属 又は学童クラブの入会要件を満たす児童	年齢：概ね1歳以上～就学前のお子さん 病気の「回復期」で集団保育が困難な状態 ※ 小学校1年生に限り要相談
利用日時	月曜日～金曜日（祝日、年末年始は除く）	8:00～18:00
利用料金	1日2,000円（別途、食事代500円）	

- ・病児保育室 「はぐみ～hug me～」(太陽こども病院1階保育室) TEL042-519-7868
- ・病後児保育室 「くろーばー」(昭和郷保育園内) TEL042-543-1596

ショートステイ

一時的にお子さんの養育が困難な状況になったとき（保護者が病気・冠婚葬祭・急な出張・公的行事に参加する時・育児不安等）にお預かりします。（利用要件は応相談）

対象	市内在住で、満1歳6か月～12歳（小学生）までのお子さん
利用料金	1泊あたり 3,500円 日中預かり 2,000円（別途、食事代1人1食500円）
利用方法	利用日1か月前より申込みできます。 ① 子ども家庭支援センターへ電話で問合せ → ②事前面接 → ③申請手続き

詳しくは、子ども家庭支援センターにお問い合わせください。 TEL042-543-9046

トワイライトステイ

保護者が就労、就学、病気等で帰宅が夜間になる場合に、保護者に代わってお子さんをお預かりします。

対象	市内在住で、満1歳6か月～12歳（小学生）までのお子さん
利用日時	月10日以内で、月曜日～土曜日（祝日を除く） 17:00～22:00
利用料金	1日1,500円（別途、食事代は1人1食500円）
定員	1日 2名まで
利用方法	事前登録が必要です。提出していただく書類があるため、まずはお電話ください。
登録場所	子ども子育て支援課子ども子育て地域支援担当 市役所1階 17番窓口

詳しくは、子ども子育て地域支援担当にお問い合わせください。 TEL042-544-4190

一時預かり保育

保育施設等に通っていないお子さんを、保護者の病気・出産、又は仕事や育児に疲れたときなどに一時的に保育施設でお預かりします。事前に面接が必要になります。

対 象	市内在住で、保育施設等に入所していない生後57日目～就学前のお子さん *対象については、各保育施設で異なります。
利 用 日 時	(原則) 月曜日～金曜日 8:30～17:00のうち施設が定める8時間 (祝日・年末年始を除く)

※詳細・申込みは、直接各保育施設までお願いします。

●利用料金

利 用 区 分		0歳～2歳	3歳以上
時間単位で利用	1時間まで	500円	300円
	1時間を超え2時間まで	1,000円	600円
	2時間を超え4時間まで	1,500円	900円
	4時間を超え8時間まで	3,000円	1,800円
月単位で利用	1日につき2時間まで	月額 5,000円	月額 3,000円
	1日につき4時間まで	月額 15,000円	月額 9,000円
	1日につき8時間まで	月額 30,000円	月額 18,000円

※年齢については、利用する年度初日(4月1日)時点での年齢が基準になります。

※食事・おやつ代及び延長料金が別途かかる場合があります。

※利用料金は、免除になる世帯があります。

ファミリー・サポート・センター

子育ての手助けが必要な方(利用会員)と子育てを手伝ってあげられる方(協力会員)を結ぶ会員制の子育て支援ネットワークです。利用にあたり事前登録が必要です。

対 象	市内在住で会員登録された 生後2か月～満12歳(小学生)までの子の保護者
利 用 日 時	相談に応じます。
利 用 料 金	年会費 500円 月曜～金曜 9:00～17:00 1時間 700円 それ以外の時間及び土曜・日曜・祝日・年末年始 1時間 850円

詳しくは、昭島市社会福祉協議会へ (保健福祉センター「あいぼっく」2階)

TEL042-544-0388

ベビーシッター利用支援事業(ベビーシッター事業者連携型)

市内在住で、未就学児童が保育所等の入所申請をして待機になっているなどの場合に東京都の実施するベビーシッター利用支援事業(ベビーシッター事業者連携型)を活用し、東京都が認定するベビーシッター事業者を利用した場合、利用料金の一部が助成されます。

利用にあたり事前登録が必要です。詳しくは、昭島市ホームページにてご確認ください。

申請及び問い合わせ先	QRコード
子ども子育て支援課子ども子育て地域支援担当 市役所1階17番窓口 TEL 042-544-4190	



◆多子世帯一時預かり保育等利用者負担軽減補助◆

多子世帯のお子さんが保育施設等の一時預かり保育等を利用する場合、利用者が負担する利用料金を軽減する制度です。

申請は、電子申請・窓口にて随時受付けています。

(令和5年4月1日からの申請は、令和5年3月上旬より受け付けます。)

申請前の利用料金については対象外となりますので、利用前に申請ください。

対 象 児 童	市内に在住する保護者が扶養する児童のうち、同一世帯の未就学児のみを対象とした最年長者を第1子とした、第2子及び第3子以降のお子さん	
補 助 対 象 事 業	<ul style="list-style-type: none"> ◆保育施設等の一時預かり保育【市内施設】非在園児のみ対象 ◆病児保育【病児保育室はぐみ、病後児保育室くろーぱー】保育園等在園児のみ ◆幼稚園の預かり保育 幼稚園在園児のみ ◆定期利用保育 非在園児のみ対象 	
負 担 軽 減 補 助 期 間	令和5年4月1日(申請後)から令和6年3月31日まで(年度ごとの申請)	
負 担 軽 減 対 象 費 用	当該事業施設が所在する市町村の定めに基づき支払う費用。(利用料金) 食事代及び延長料金等は除く。	
負 担 軽 減 補 助 額	<ul style="list-style-type: none"> ◆第2子のおさんは、利用料金50%減免 ◆第3子以降のおさんは、利用料金免除 	
申 請 場 所	昭島市ホームページより電子申請 子ども子育て支援課子ども子育て地域支援担当 市役所1階17番窓口 TEL042-544-4190(直通)	<p>QRコード</p> 



診 断 書

診断書の有効期間は、証明日から3か月間です。ただし、12月の集中受付期間の申請は、11月1日以降の証明のみ有効です。

(あて先) 昭 島 市 長

年 月 日

医療機関名 _____

所在地 _____

電話番号 _____

医師名 _____ 印

下記のとおり診断する。

フリガナ 氏 名	生年月日	年 月 日 (歳)
診 断 日	年 月 日	
傷 病 名		
上記傷病による 児童保育の可否	<input type="checkbox"/> 保育に支障なし <input type="checkbox"/> 保育困難 <input type="checkbox"/> 保育不可	
症 状 等	※保育が困難な状況を、具体的に記入してください。	
今後の治療 見込期間	入院	年 月 日～ 年 月 日
	通院	年 月 日～ 年 月 日 (通院の頻度：週 回/月 回)
上記傷病による 家族の看護・介護 の 必要性及び状況	<input type="checkbox"/> 必要としない	
	<input type="checkbox"/> 必要とする (頻度：週 回/月 回)	
	※介護・看護が必要な状況を、具体的に記入してください。	

保護者記入欄 ※申請中で提出する方は、第1希望の利用施設名を記入し、申請中に○をしてください。

児童氏名 (複数の場合、連名可)	生年月日	申請中・入所中	利用施設名
		申請中・入所中	

【問合せ先】 昭島市子ども家庭部子ども子育て支援課子ども子育て支援係
(直通) 042-544-4189 (代表) 042-544-5111 内線 2162～2165

この証明書は、実際に復職してから記入・提出するものです。復職後速やかに提出してください。

復 職 証 明 書

・修正液、修正テープの使用不可
・消えるボールペン、鉛筆の使用不可

(あて先) 昭 島 市 長

年 月 日

事業者名 _____
 代表者名 _____ 印
 所在地 _____
 担当部署名 _____ 記入者名 _____
 電話 () _____ 内線 _____

次のとおり復職したことを証明します。

復職者氏名	
復職者住所	昭島市
復職年月日	年 月 日
実際の勤務地 又は赴任地	名 称
	所在地
	電 話 内線
雇用形態	<input type="checkbox"/> 常勤（正社員） <input type="checkbox"/> 非常勤 <input type="checkbox"/> 派遣 <input type="checkbox"/> その他（ ）
勤務時間 (契約時間)	時 分 ～ 時 分 実働 時間 分・休憩 分 <small>※就業規則・雇用契約上の正規の勤務時間を記入してください。(休憩時間を含む/残業時間は除く) ※変則勤務の場合はシフト表等を添付してください。(すでに提出している場合は除く)</small>
育児のための勤務 時間短縮等の場合	時 分 ～ 時 分 実働 時間 分・休憩 分 期間 年 月 日から 年 月 日まで
勤務日数	<input type="checkbox"/> 1か月あたり <input type="checkbox"/> 1週間あたり 日

※記入上の注意

この証明書は、保育所等入所のために必要なものです。お手数ですが、訂正があった場合は会社印又は雇用主の訂正印を押してください。なお、確認のため貴事業所担当者の方に照会させていただくことがあります。

記入内容が事実と異なる場合には、入所承諾が取消しとなる場合があります。

保護者記入欄 ※申請中で提出する方は、第1希望の利用施設名を記入し、申請中に○をしてください。

児童氏名（複数の場合、連名可）	生年月日	申請中・入所中	利用施設名
		申請中・入所中	

【問合せ先】 昭島市子ども家庭部子ども子育て支援課子ども子育て支援係
 (直通) 042-544-4189 (代表) 042-544-5111 内線 2162～2165

介護・看護、付添い状況の申立書

年 月 日

(あて先) 昭島市長

申立者 住所 _____

氏名 _____

- 1 介護・看護、付添いをする方と必要とする方（以下、介護をする方、介護を必要とする方と表記します。）

介護をする方の氏名		申立者から見た続柄	
介護を必要とする方の氏名		申立者から見た続柄	
介護を必要とする方の住所	<input type="checkbox"/> 同居 ※同居の場合は記入不要です。 <input type="checkbox"/> 別居 (_____)		

- 2 介護・看護、付添いの状況（該当するものにを記入してください。）

日中一人で右の者を 在宅介護している	<input type="checkbox"/> 要介護度4・5	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳1・2級	<input type="checkbox"/> 愛の手帳1・2度
	<input type="checkbox"/> 要介護度3	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳3級	<input type="checkbox"/> 愛の手帳3度
<input type="checkbox"/> 上記以外で、介護・看護が必要な状態にある。			
<input type="checkbox"/> 病院・施設等の付添い（週4日以上）の状態にある。			

- 3 介護・看護、付添いの状況について

- ・ 1週間のうち介護・看護、付添いに当たる日数 : _____日
- ・ 1日のうち介護・看護、付添いに要する時間 : _____時間
- ・ 自宅以外で介護・看護、付添いに当たる場合はその移動時間（片道） : _____分
- ・ 同居以外の方の介護・看護、付添いをする場合は、必要となる事情を記載してください。

※介護を必要とする方に成人の同居者がいる場合は、その方が介護・看護、付添いができない状況にあることを証明する書類（就労証明書等）が必要です。

事務処理欄

提出物	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳のコピー <input type="checkbox"/> 愛の手帳のコピー <input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証のコピー <input type="checkbox"/> 診断書 <input type="checkbox"/> ケア・スケジュール表 <input type="checkbox"/> 就労証明書など
-----	--

保育士等に関する申立書

(あて先) 昭島市長

保育士等として就労中・就労予定の保護者氏名

住所

保育士等として就労中・就労予定のため、入所申請に際し、下記のとおり申し立てます。

記

ふりがな

申請児童氏名

生年月日 年 月 日

保育施設入所申請に際し、保育士等に関する調整指数・優先利用項目の適用を希望します。

これに伴い、入所が決定した場合、入所申請時に提出した就労（予定）証明書のとおり継続して就労します。

また、理由にかかわらず入所申請時（入所選考時）の就労状況に変更が生じた場合（退職や本申立書に該当しない転職）は保育施設への入所承諾が取消し、または退所となることに異議ありません。

_____年 月 日

保育士等として就労中・就労予定の保護者署名

印

提出物は全て揃っていますか？

- ◆保護者それぞれの保育を必要とする事由を証明する書類が必要です。(求職活動中・不存在を除く)
- ◆該当する書類が提出された場合のみ申込み受付、又は利用調整の際に指数が加算されます。
- ◆申請保護者本人以外が申込みをする場合は、委任状が必要です。

提出書類他	内容等	太枠は必須	
教育・保育給付認定申請書 (転所申請時は不要)	該当する項目をすべて記入してください。(記載例参照) (入所希望者が3名以上の場合、コピーしてください。)	<input type="checkbox"/>	
保育所等利用申込書	該当する項目をすべて記入してください。 (入所希望者が3名以上の場合、コピーしてください。)	<input type="checkbox"/>	
入所申込みチェックシート	よく読んで、該当する項目に☑チェックをし、署名をしてください。	<input type="checkbox"/>	
保育を必要とする事由を証明する書類 様式は昭島市ホームページ 申請様式ダウンロードから ダウンロードできます QRコード 	就労(外勤・内職)	<input type="checkbox"/> 就労証明書	<input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母
	自営業	<input type="checkbox"/> 就労証明書 <input type="checkbox"/> 添付書類(就労証明書裏面参照)	<input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母
	育休から復職	<input type="checkbox"/> 就労証明書(復職日が明記されたもの) (<input type="checkbox"/> 育児休業給付金支給決定通知書のコピー等)	<input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母
	産休から復職	<input type="checkbox"/> 就労証明書(復職日が明記されたもの)	- <input type="checkbox"/> 母
	出産	<input type="checkbox"/> 母子健康手帳のコピー(表紙及び予定日欄)	- <input type="checkbox"/> 母
	疾病	<input type="checkbox"/> 診断書(P39)	<input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母
	障害	<input type="checkbox"/> 愛の手帳のコピー <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳のコピー <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳のコピー } いずれか	<input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母
	介護・看護	<input type="checkbox"/> 介護・看護、付添い状況の申立書(P42) <input type="checkbox"/> ケアスケジュール表、タイムスケジュール表 <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳のコピー <input type="checkbox"/> 愛の手帳のコピー <input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証のコピー } いずれか <input type="checkbox"/> 診断書(P39)	<input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母
	災害復旧	<input type="checkbox"/> 申立書 <input type="checkbox"/> り災証明書	<input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母
	就労内定	<input type="checkbox"/> 就労証明書	<input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母
	求職活動中	なし(両親ともに求職活動中での申込み不可)	<input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母
就学	<input type="checkbox"/> 学生証又は在学証明書 <input type="checkbox"/> 時間割表又は通学の状況が分かる書類 <input type="checkbox"/> タイムスケジュール表	<input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母	
本人確認書類(来庁者) (P6参照)	<input type="checkbox"/> 免許証 <input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> マイナンバーカード等 のいずれか1つ <input type="checkbox"/> マイナンバーを記載した場合は申請者のマイナンバーが確認できる書類	<input type="checkbox"/>	
該当する方のみ ※市で確認できる場合不要	生活保護の方	<input type="checkbox"/> 保護受給証明書コピー	<input type="checkbox"/>
	ひとり親世帯の方	<input type="checkbox"/> 児童扶養手当又は児童育成手当受給証明書等	<input type="checkbox"/>
該当する方のみ ※提出が無くても申込み できますが加点はつきません。 (もしくは減点となります)	生計中心者の失業等の場合	<input type="checkbox"/> 雇用保険受給者証等	<input type="checkbox"/>
	65歳未満の同居の祖父母がいる場合	<input type="checkbox"/> 保育を必要とする事由を証明する書類 (P9~10参照)	<input type="checkbox"/>
	認可外保育施設等に 通われている方	<input type="checkbox"/> 保育受託証明書(P41) ※入所申込月の前月を含めて3か月以上利用の方のみ	<input type="checkbox"/>
	入所を希望している 子が持病を有する	<input type="checkbox"/> 診断書	<input type="checkbox"/>
	入所を希望している 子が障害を有する	<input type="checkbox"/> 愛の手帳のコピー <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳のコピー <input type="checkbox"/> 精神障害者手帳のコピー } いずれか	<input type="checkbox"/>
	保護者が保育従事者 又は保育従事予定の 場合	<input type="checkbox"/> 保育士資格証のコピー <input type="checkbox"/> 保育士等に関する申立書(P43)	<input type="checkbox"/>
令和4年1月1日 又は 令和5年1月1日に 昭島市に住民登録がない方	P10をご参照のうえ、必要書類をご用意ください。 ★令和4年1月1日以前から昭島市に住民登録がある方は書類の提出は不要です	<input type="checkbox"/>	